

議事日程 (第2号)

平成22年 3月 3日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第 1 号議案 平成 2 1 年度中間市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 3 第 2 号議案 平成 2 1 年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第 4 号)
- 日程第 4 第 3 号議案 平成 2 1 年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 5 第 4 号議案 平成 2 1 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 6 第 5 号議案 平成 2 1 年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 7 第 6 号議案 平成 2 1 年度中間市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 8 第 7 号議案 平成 2 1 年度中間市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
(日程第 2 ~ 日程第 8 質疑・委員会付託)
- 日程第 9 第 8 号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 第 9 号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 第 1 0 号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 第 1 2 号議案 中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例
(日程第 9 ~ 日程第 1 2 質疑・委員会付託)
- 日程第 1 3 第 1 3 号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第 1 3 質疑・討論・採決)
- 日程第 1 4 第 1 1 号議案 中間市母子生活支援施設設置条例を廃止する条例
- 日程第 1 5 第 1 4 号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
- 日程第 1 6 第 1 5 号議案 中間市暴力団排除条例
(日程第 1 4 ~ 日程第 1 6 質疑・委員会付託)
- 日程第 1 7 第 1 6 号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の

数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第18 第17号議案 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について

日程第19 第18号議案 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について

(日程第17～日程第19 質疑・討論・採決)

日程第20 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 中家多恵子君	2 番 藤本 利彦君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10 番 草場 満彦君
11 番 中尾 淳子君	12 番 古野 嘉久君
13 番 上村 武郎君	14 番 井上 久雄君
15 番 山本 慎悟君	16 番 堀田 英雄君
17 番 片岡 誠二君	18 番 下川 俊秀君
19 番 米満 一彦君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	小南 哲雄君
教育長 ……………	吉田 孝君	総務部長 ……………	中野 諭君
市民部長 ……………	小島 一行君	保健福祉部長 ………	藤井 紀生君
福祉事務所長 ………	溝口 悟君	建設産業部長 ………	野上 忠良君
教育部長 ……………	中村信一郎君	上下水道局長 ………	佐藤 満洋君
市立病院事務長 ……	行徳 幸弘君	消防長 ……………	一田 健二君

総務課長	……………	白尾 啓介君	経営企画課長	……………	松尾 壮吾君
財政課長	……………	高橋 洋君	契約課長	……………	五十田信行君
こども育成課長	…	白橋 宏君	介護保険課長	……………	山本 信弘君
健康増進課長	……………	中尾三千雄君	市民協働課長	……………	村上 羊三君
都市整備課長	……………	中嶋伊佐雄君	産業振興課長	……………	今井 秀明君
学校教育課長	……………	深見 卓矢君	生涯学習課長	……………	山崎 淳子君
下水道課長	……………	永野 博之君	営業課長	……………	有川 善博君
工務課長	……………	野瀬 秀一君			

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

— 一般質問 (平成22年第1回中間市議会定例会)

平成22年3月3日

NO. 1

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
藤本利彦	<p>地産地消について</p> <p>地産地消の取り組みについては、本市では何も行われていないのが現状ではないでしょうか。本市では昔から農家は米を作って生活をしてきましたが、現在でもそれは変わっていません。</p> <p>そこで、地元の農家が一生懸命に丹精を込めて作った安心、安全な米を学校給食に使われる考えはないか伺います。</p> <p>松下市長の出前講座について</p> <p>市長は就任以来、出前講座ということで各校区や町内会に一人で出向かれて、市民の皆様とひざを交えた中で、意見交換をされています。このことは非常に素晴らしいことだと思います。そこで、出前講座の中での市長の発言について伺います。</p> <p>①退職金の増額分は市長給与から天引きし、市民のために使いますと言われていますが、どのように使われるのですか。</p> <p>②垣生公園内の社会福祉センター跡地に、道の駅を造ると言われていますが、本当に道の駅という名称になるのでしょうか。</p>	市長
中尾淳子	<p>子宮頸がんワクチン接種の公費負担について</p> <p>定期的な検診と予防ワクチン接種の組み合わせで、ほぼ100%予防可能な唯一のがんである子宮頸がんは、2009年10月に日本でも予防ワクチンが承認されました。しかし、ワクチン接種費用が1回に1万6千円前後と高額で、しかも半年以内に3回接種が必要です。女性の誰もが平等に予防接種が受けられるよう、負担軽減のための公費助成について市長の見解を伺います。</p>	市長
草場満彦	<p>コミュニティバスの運営について</p> <p>今までも複数の議員さんから質問があり、また多数の市民の皆さんが要望されている形態のコミュニティバスの運営を、本格的に検討すべき時期が来ていると思います。昨年、西鉄バスが中間市内の路線撤退を表明。それに対して、行政側からの運行補助金の支援により存続しているのが現状です。この運営形態もコミュニティバスの運営例とは思いますが、近隣自治体の運営形態を参考にしながら、運行主体が自治体で行っているコミュニティバスの運営を検討すべきだと思います。市長の見解をお伺いします。</p> <p>廃止後の児童遊園の管理状況について</p> <p>町内での管理が十分にできない。または少子化で利用者が減少したことにより、管理を返納された児童遊園は、今、どのような管理状況でしょうか。また、有効利用されているのでしょうか、お伺いします。</p> <p>市庁舎移転について</p> <p>現在の市庁舎は、交通の便が悪く、JRの駅まで歩くと20～30分もかかり、バスの本数も決して多くはありません。一方、蓮花寺地区は徒歩圏内に鉄道の駅が存在するなど交通の便がよく、市立病院、なかまハーモニーホール、市民図書館など公共施設や商業施設も多く存在しています。そこで、市役所の機能の大部分を、稼働率が伸び悩んでいるなかまハーモニーホールに移転することによって、維持管理費が圧縮でき効率的でコンパクトなまちづくりを行うことができると考えますが、この方針について財政的な視点ではなく、政策的な見地からの市長の見解をお伺いします。</p>	市長

一般質問 (平成22年第1回中間市議会定例会)

平成22年3月3日

NO. 2

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
植本種實	<p>西部地区の開発について</p> <p>西部地区の面積は約5.58km²で、市全体の約35%を占め、人口は約3,700人で、市全体の約8%であります。滋味豊かな遠賀平野の一角を占めています。私は、米作り、野菜作りを主にした、緑豊かな地域づくりを目指すべきと思いますが、いかがお考えですか。ご見解をお尋ねしますとともに、以下の件について質問します。</p> <p>①垣生公園の木を切っていますが、どのような計画のもとに行っているのか。何十年も経った木々を切ってしまうと残念だといわれる市民もおられます。木を切ってしまう前に何のために切るのか説明が必要だと思います。いかがお考えですか。</p> <p>②垣生の社会福祉センター跡地に、「交流物産センター」が計画されているようです。これは、地元地区にとっては突然の話です。プロポーザル方式で、いろいろな意見を聞きながら計画すると議会でも答弁されていると思います。どのような経緯で、どのような計画ですか。</p> <p>③垣生公園、社会福祉センター跡地、市営球場は、中間市民の誇りであり、別々なものではなく、一体感をもって開発すべきだと思います。どのようなお考えですか。</p> <p>一人暮らしの高齢者対策について</p> <p>一人で生活しておられるお年寄りの「見回り」は、大変重要なものであります。また、単に見回るだけでなく、「食生活」にも注意する必要があると思います。どのような施策、ご見解をお持ちですか。</p>	市長
青木孝子	<p>保育所問題について</p> <p>①お昼のときに寝返りができないほど狭いのが、今の保育所の実態です。ところが、新政権は、「待機児童の解消」を理由に、もっと子どもを詰め込めるように、保育所面積の最低基準を緩和する方針です。保育所の「最低基準」の廃止・緩和は、保育環境を大きく崩し、子どもの健やかな育ちを阻むものです。保育所の最低基準は、1948年に定められましたが、60余年後の現在、保育士の配置基準の若干の改善以外、設備や面積の基準は変わっていません。保育所の最低基準を廃止・緩和するのではなく改善し、よりよい保育環境をつくるべきではありませんか。市長の見解を伺います。</p> <p>②保育所の給食は、幼い子ども一人一人の発育や体調、アレルギー体質、生活リズムにあわせる必要があります。また、調理員が調理する姿を子どもが見ることから感謝の気持ちや食事に関心を持ったりするなど、日常生活の中で調理と関わることで、「食育」が行われています。子どもの成長や安全より、経費節減を優先する保育所給食の外部調理は、導入すべきでないと考えますが、市長の所見を伺います。</p> <p>③専門職の保育士の非正規職員の人数が増えています。正規職員を増やし、正規・非正規の格差を是正すべきではありませんか。市長の所見を伺います。</p>	市長
	<p>近代化産業遺産・遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産登録について</p> <p>近代化産業遺産・官営八幡製鐵所の遠賀川水源地ポンプ室が世界遺産委員会の暫定リストに追加されたことがマスコミで報道されました。遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産登録に向けて協議を促進し、産業観光のまちづくりを進めていると思いますが、関係機関との協議の進捗状況と市民へのアピールについて伺います。</p>	教育長

— 一般質問 (平成22年第1回中間市議会定例会)

平成22年3月3日

NO. 3

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
宮下 寛	<p>公共事業における公契約について</p> <p>公共工事の減少とともに、ダンピングに近い激しい受注競争が行われ、採算が合わないと思われる入札のもとで、中小零細、下請業者の経営の悪化、さらには現場で働く建設労働者の低賃金、労働条件の悪化が指摘されている。こうした中で、透明性のある適正な価格に基づく公正な競争による公契約が広がりつつある。市長も市内業者の育成に強い思いのあることが伺えるが、この思いと公契約とが合致していると感じられる。公契約についての市長の見解を伺いたい。</p> <p>水道事業における民間委託について</p> <p>今年4月1日より水道業務において、夜間、休祭日での運転を民間委託するようになっていく。水道事業は、市民の安全と健康を守るうえで、365日、毎日、直接関わっていることで、自治体にとって何よりも第一に最優先しなければならない問題と考える。民間委託する中で、市民の安全を市はどこで保障するのか市長に伺いたい。</p>	市長
中家 多恵子	<p>市政への市民参加について</p> <p>①パブリックコメント制度の充実について</p> <p>パブリックコメントは市の重要な政策を決定する前に、その案を公表し、寄せられた意見を反映しながら決定するまでの手続きですが、パブリックコメント制度を知らない市民も多くおられます。市民の誰もが参加できるよう職員の意識改革もあわせてどのように取り組む考えか伺う。</p> <p>②情報公開室などの充実について</p> <p>市民に開かれた市政のためには、情報提供の充実の取り組みが急がれます。今後の取り組みをお尋ねする。</p> <p>公金支出のあり方について</p> <p>①職員互助会について</p> <p>市民の目線で見ると理屈に合わない、全国に例のない退職者への医療費援助に公金と現役職員で負担している。職員の「元気回復」の理由で、結婚、再婚、銀婚、子どもの入学祝金などの福利厚生予算が計上されているが、全国的に職員互助会への公金支出は、全廃の自治体が増えています。福利厚生のあり方を検討しアンケート調査などを実施して、互助会の本来あるべき姿をゼロベースで検討し、前例踏襲型のあり方を見直すべきではありませんか。</p> <p>②住居手当について</p> <p>国家公務員の持ち家5年間に對する住居手当は廃止になりました。中間市では退職するまで手当が支給されますが、国に準ずれば年間いくらの削減になるのか。中間市の財政状況を考えれば廃止すべきと考えますが市長の見解を伺う。</p> <p>市役所庁舎内の禁煙について</p> <p>庁舎内禁煙がいまだに実現できないのは、首長の姿勢の問題ではないでしょうか、市長の見解をお尋ねする。</p>	市長

議案の委員会付託表

平成22年 3月 3日

第1回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第1号議案	平成21年度中間市一般会計補正予算（第6号）	別表1
第2号議案	平成21年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）	保健福祉
第3号議案	平成21年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設上下水道
第4号議案	平成21年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健福祉
第5号議案	平成21年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
第6号議案	平成21年度中間市水道事業会計補正予算（第3号）	建設上下水道
第7号議案	平成21年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）	保健福祉
第8号議案	中間市事務分掌条例の一部を改正する条例	総務
第9号議案	中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
第10号議案	中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	
第11号議案	中間市母子生活支援施設設置条例を廃止する条例	保健福祉
第12号議案	中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例	
第14号議案	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	総務
第15号議案	中間市暴力団排除条例	保健福祉

別表 1

平成21年度中間市一般会計補正予算（第6号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表2
第2条	第2表 繰越明許費	総務
		保健福祉
		建設上下水道
		市民文教
第3条	第3表 地方債補正	総務

別表 2

歳入

款別	款別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
1	議会費	全項	総務
2	総務費	全項（他の所管に係る分を除く）	
		1項5目の一部	建設上下水道
		1項10目	保健福祉
		3項1目の一部	市民文教
3	民生費	全項（他の所管に係る分を除く）	保健福祉
		1項1目・4目の一部、2項1目・3目の一部・4目、3項1目	総務
		1項6目・13目	市民文教
4	衛生費	全項（他の所管に係る分を除く）	総務
		1項1目	
5	労働費	全項（他の所管に係る分を除く）	建設上下水道
		1項1目	市民文教
6	農林水産業費	全項	建設上下水道
7	商工費	全項（1項1目の一部は総務）	
8	土木費	全項（他の所管に係る分を除く）	
		1項1目、4項1・3目の一部	総務
9	消防費	全項	総務
10	教育費	全項（他の所管に係る分を除く）	市民文教
		1項2・3・4目の一部、2項3目の一部、4項1目の一部	総務
11	災害復旧費	全項	
12	公債費	全項	

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますのでご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、藤本利彦君。

○議員（2番 藤本 利彦君）

おはようございます。農政クラブ、藤本利彦でございます。質問をいたします。

まず、地産地消についてお尋ねいたします。

地産地消の取り組みについては、本市では何も行われていないのが現状ではないでしょうか。本市では、昔から農家は米をつくって生活をしてきましたが、現在もそれは変わっていません。

そこで、地元の農家が一生懸命に丹精込めてつくった安心、安全な米を学校給食に使われる考えはないかお伺いいたします。

続きまして、松下市長の出前講座についてお尋ねいたします。

市長は就任以来、出前講座ということで各校区や町内会に一人で出向かれて、市民の皆様とひざを交えた中で意見交換をされています。このことは非常に素晴らしいことだと思います。そこで、出前講座の中での市長の発言についてお伺いいたします。

退職金の増額分は市長給与から天引きし、市民のために使いますと言われていますが、どのようにお使いになるのでしょうか。

垣生公園内の社会福祉センター跡地に、道の駅をつくると言われていますが、本当に道の駅という名称になるのでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず初めに、出前講座におきます私の退職金に関する説明内容についてお答えをいたします。

これは昨年の12月12日、砂山公民館で行われました私の出前講座での説明内容につ

いてのご質問でございますが、出前講座では私の話をしたことへの質問と、また日ごろ行政に対して意見を言える機会の少ない方々のご意見を伺っているところでございますが、いろいろと討議する時間というのは私自身、十分とっているところでございます。そのときに一言もそのようなご質問をされずに、それから3カ月経過したこの時点で、本日の議会の中でそのようなご質問をされるというのは、ちょっと、私自身も何でそのときに言われなかったのかなと真意がわからない部分がございます。

お答えいたしますけれども、現在、大変厳しい財政事情をかんがみまして、私を初めといたしまして三役の給与カットを継続実施をいたしております。このことはご承知のことと思っておりますけれども、本議会におきましても初日に第10号議案といたしまして、平成22年度も同様の減額措置を実施いたしたく議員の皆様方にお諮りをしているところでございます。

私の給料の減額措置でございますけれども、毎月の給料月額の10%を減額いたしております。4年間に換算いたしますと約554万1,000円となります。

一方、福岡県市町村職員退職手当組合に加入したことに伴いまして、市長に適用される退職金の支給年率が100分の350から100分の510に変更されました。このことに伴う私の退職金の増加額は、約568万3,000円となります。

したがって、私の1期分の給料減額措置により捻出される財政効果額と退職手当組合に加入したことに伴います退職金の増額分とを比較しますと、完全に補完できるものではございませんけれども、ほぼ同額となってる状況でございます。

出前講座においてこの件に関し、私が市民の皆様説明している内容とその趣旨についてお尋ねでございますけれども、具体的にこの事業にこれだけの減額分を充当しているということをおっしゃっているわけではございませんで、減額後の給与額を当初予算に計上することによりまして、その財政効果額は予算全体に反映され、結果といたしまして市民のために使っているという趣旨で説明を申し上げてるところでございます。

次に、社会福祉センター跡地の名称についてのお答えをいたします。

このことも議員さん、お集まりの全員協議会の中でも説明をさせていただいております。地域交流センターを含め、物産館をつくるというお答えをしてるところでございますが、本当に交流センターをつくるのかというそのお話でございますけれども、社会福祉センター跡地の利用につきましては、垣生公園利用者の休養施設、子どもたちが自然の中で行う体験学習を補完する施設、垣生公園や中間市の歴史を学べる施設、農事センターの機能を有する施設など、世代を超えた地域の交流拠点となります施設を建設するとともに、川西地区に日用品、生活用品等を取り扱う店舗がないことなどから、地元農産物の地産地消を推進し、本市の農業を振興するため地元の農産物などを扱う農産物直売所、これまた直売所というのも一部直売でございますけれども、直売所を利便施設として建設する予定でございます。

なお、新年度予算におきまして物産館・地域交流センター建設に要する経費といたしまして、2億1,000万円を計上いたしております。議員ご質問の出前講座の中での発言については、皆さんがわかりやすくという、そのようなイメージしやすいようなという思いで道の駅という、また道の駅のような物産館と言ったかに思いますけども、各地で建設されておりますような道の駅とは異なる建物でございます。今後は早急に当該施設の名称等を含めた建設計画を市民の皆さんにお知らせをしたいと、そのように考えております。

次に、地産地消についてお答えをいたします。

本市の農業形態は、米、麦、大豆が中心の土地利用型農業で、野菜を栽培している農家が比較的少ない状況でございます。

本市における地産地消の取り組みについては、平成11年に本市で唯一、生産者のみで組織いたします農産物直売所「やっちゃれ市場」を立ち上げ、同直売所が中心となり、野菜、米や果物を市内3カ所で販売するに至っております。

また、市内全小学校の給食食材といたしまして新鮮で安全な農産物を供給しており、昨年度においては、全校で15トンの野菜及び果物等を供給しております。

さらに、昨年2学期から底井野小学校において中間市産の米の供給を開始いたしております。

今後の取り組みといたしましては、現在、計画中の社会福祉センター跡地に建設される施設におきまして、常設の農産物直売所が検討されていることから、野菜等の安定供給ができますよう本市及び福岡県八幡農林事務所北九州普及指導センターの指導のもと、野菜の年間作付計画を作成し、栽培指導を行うことといたしているところでございます。

学校給食に関する部分につきましては、教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

それでは、私のほうから学校給食についてお答えいたします。

学校給食については、児童の栄養所要量を基本に、子どもたちが喜んで食事をするようにさまざまな工夫を凝らし、また季節に合わせた多様なメニューを考え、毎日の給食を提供しております。

食材については、お米を初めとして野菜類、肉、魚、またフルーツ類などさまざまな食材を使用しております。

これら食材の購入については、各学校長が地元の商店で供給できる肉や豆腐、また野菜、フルーツなどは年間契約を締結し、購入しておりますが、その他の米を初めとした食材は、安全でかつ安定的な供給が可能な福岡県学校給食会から購入しております。

議員、ご質問の地元の安心・安全な米を学校給食に使われる考えはないかとの質問ですが、現在、米の購入については、先ほど市長のほうからもありましたように、小学校6校

のうち底井野小学校が地元の「やっちゃれ市場」の協力を得まして、平成21年9月より中間市産の米を給食で使用しております。

県給食会が学校給食に供給している米は、県給食会から「ふくれん」に、そして「ふくれん」より旧「JAおんが」管内産米として指定され、納入されていますが、遠賀郡産米はカントリーエレベーターに一括入荷となりますことから、中間市産地米と特定しての納入は不可能となっています。

このことから、県給食会に中間市で生産された米を限定して学校給食に提供できないか問い合わせましたところ、本市での米の生産量は年間約700トンで、学校給食の使用量は小学校6校で年間約16トンであり、また底井野地区にJAの低温倉庫があることから、中間市産の米を低温倉庫に保管して学校給食に提供することは十分に可能であるとのことでございます。

したがいまして、議員提案のとおり平成23年度から中間市でとれた安全で、おいしい米を学校給食に提供できるものと考えております。

○議長（井上 太一君）

藤本利彦君。

○議員（2番 藤本 利彦君）

ありがとうございます。答弁いただきまして。

市長に先ほど言われましたが、私、実際砂山公民館のほうに出席させていただきました。そのとき堂々と市長のほうはこうやります、ああやりますというふうに発言をされておりましたのが、この場になりましてどうしてそういうふうなぶれといたらおかしいんですが、トーンが下がったのかなと、それもちょっと不審に思っております。

その中で、先ほど答弁ありました市長の退職金、こう書いてあります。「退職金の増額分を市長給与から天引きし、市民のために使います」と、これはもうはっきりその場で、皆様、市民のおられる前でひざを交えた中、こういう距離、近い距離で言われております。それで、それに対する答弁ということで、自分の給与がカットになった分だと。その分が充て込んでいきますと約600万近くなりますというような答弁でございましたが、実際給与カットになった分と退職金増額分がイコールになるのかと。私はちょっとそのあたりが理解しかねるんです。このカットになった分につきましては、平成13年ぐらいですか、社会情勢を踏まえた中で行財政改革において、失礼、15年からですね。市長、副市長、教育長、それに管理職、議員報酬までカット、減額になってきた部分だと思います、今、説明あった部分は。じゃ、それが退職金に行くのかということ、ちょっと私は理解しかねる状況でございます。

それで、まず天引きという言葉が使われておりますので、これは言葉のあやかもしれませんが、このまま受け取りますが、担当の部長でも課長でも結構ですが、市長の給与から天引きができるんですか。そのあたり答弁をお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

中野総務部長。

○総務部長（中野 諭君）

お答えします。

天引きという表現が必ずしも適切なものではございません。天引きというのは、いわゆる社会保険料とか、そういった法定の部分がございますので適切ではございませんが、意味合いとして市長は申し上げただろうというふうに理解しております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

手を、挙手をされて。

○議員（2番 藤本 利彦君）

済みません。

○議長（井上 太一君）

藤本利彦君。

○議員（2番 藤本 利彦君）

それでは、できないということですね。そのあたりだけで結構です。できるかできないかだけで結構です。

○議長（井上 太一君）

ちょっと先にできるかできないかを。中野総務部長。

○総務部長（中野 諭君）

減額する分については、天引きということではできると思います。

○議長（井上 太一君）

市長、いいですか。答えます。はい、どうぞ。

○市長（松下 俊男君）

天引きっていうのは、法的な根拠があればできるという認識でございます。さっき言いましたように、私どもは、条例等々の中でそういうふうになりますっていう、そのことを言うておりますんで、これはそういう天引きっていうその言葉を使っても、そう不都合ではないのではないかと、そんなふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

藤本利彦君。

○議員（2番 藤本 利彦君）

そこで、もう一番根源は、減額が退職金にイコールになるんかということだけなんです。私がこういうふうに申し上げておりますのも、市民の皆様は市長が出向かれてきた中で市長の発言です。これは私どもが言う発言と違ひまして、中間市行政のトップが言われる言葉なんです。それを皆様は信用されるわけです。期待もされます。今、答弁された

中であれば、そういうふうには天引きじゃなくて行財政改革の中で減額した部分が充て込むんだというような説明でございますので、そのあたりが言葉をぜひ慎重に発言してもらいたいですね。そんなことで受けて帰られますと本当に期待されますし、松下市長は、今回本当に気合いが入って、頑張ってもらえるんだというふうな、皆さん、市民皆さん期待持たれてるわけですね。そういうことで、ぜひそういうところ、私、このあたりはこれ以上はもう言うこともないんですけど、そういうふうな市民のために使いますというような言葉でございますので、ぜひ市長に頑張ってください、使ってくださいと思いますし、使える方法も、これも担当のほうは考えていただいて処理をお願いしたいと思います。いいですか、まだ。

それと、道の駅に関しましてもそうです。社会福祉センター跡に道の駅をつくりますと。市長の感覚であればそういうイメージで言われたんだと、今、答弁受けましたが、市民がとるのは、今、宗像もできております、香春も新しくできております。そういう道の駅というふうには、もうすぐとってしまうわけですよ。だから、そういうことで、内容的にそのフォローがあった中での発言であればいいんですが、頭でそういうふうにはぽんと言われてしまいますと、そのまんま持って帰るわけですね。それがほかの、周りの市町村にも飛ぶわけですよ。中間は、今度、道の駅ができるんやねと、こういうふうな質問を言われております。だから、12月の砂山の、その参加させてもらった中では、そういうふうには市長は発言をされました。ほかの地区でも言われておると思います。ということで、ぜひ市長、そういう言葉を発せられるときには十分、自分がこう思っただけで発言されるんじゃないで、市民はどうとるんだと、そのあたり十分おわかりだと思いますが、ぜひそのあたりは言葉の重みということで考えていただきたいと思います。

それと、学校給食につきましては、これはお礼を申し上げます。すぐ対応していただきまして、23年度より100%、中間の米を入れるというふうな約束をいただきました。ということで、これからも学校給食につきましては、地元の食材を使った中で、食育というのは教育のほうにも関連してくると思いますので頑張ってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。（「議長」の声あり）

○議長（井上 太一君）

終わった。

○市長（松下 俊男君）

いやいや、私にとって（「いえ、終わりました」の声あり）いやいや、全く違う、何ていいですかね、ことでとらえられておりますんで、（「市長、市長」の声あり）いや、質問終わっても私、回答する権利っていうのあるんじゃないですか。

○議長（井上 太一君）

いや、ありません。もう質問終わりと言いましたからありません。（発言する声あり）ありません。

○市長（松下 俊男君）

確認だけさせていただきます。反問やなくて確認させてくださいよ。

○議長（井上 太一君）

結構です。もう終わりと言うたんですから、それでいいんです。

○市長（松下 俊男君）

だけど、全く違うとらえ方で（「いいえ、市長」の声あり）質問されても困りますよ。

○議長（井上 太一君）

ちょっと待ってください。私が議長でするんですから、私の指示どおりしてください。

それと、傍聴者の方に申し上げます。もう一度、携帯電話の確認を、マナーモードにするようお願いいたします。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、中尾淳子さん。

○議員（11番 中尾 淳子君）

公明党の中尾でございます。通告に従いまして、子宮頸がんワクチン接種の公費負担について一般質問を行います。

定期的な検診と予防ワクチンの接種の組み合わせで、ほぼ100%予防可能な唯一のがんであります子宮頸がんは、近年若い女性の発症率が急増しております。毎年1万人以上の方がこの病気で苦しみ、毎年3,500人の方が亡くなっておられます。海外では100カ国以上で予防ワクチンが承認され、大きな効果を上げています。日本では、昨年10月に予防ワクチンが承認され、12月に発売が開始され、10歳以上の女性に予防接種が可能となりました。しかし、この予防ワクチンの接種費用が1回につき1万2,000円と高額で、さらに治療費をあわせると1回につき1万6,000円前後の接種費用となります。しかも、半年以内に3回接種をする必要があることから、高額な経済的負担軽減のため予防ワクチン接種費用の助成を求めるものです。

国に先んじてワクチン接種の公費助成を表明する自治体が全国に広がっております。例えば昨年12月、いち早く助成実施を表明しました新潟県魚沼市では、12歳の女子を対象に費用の全額助成を検討しています。埼玉県志木市、兵庫県明石市でも小学6年生から中学3年生の女子を対象に全額助成を行う方向です。さらに、栃木県大田原市、同下野市、日光市、新潟県南魚沼市が次々に助成実施を表明しています。

本市におきましても、予防ワクチンの有効性について、さらに乳がん、子宮頸がん検診の受診率を上げるため普及啓発に前向きに努力をされていることは十分承知しておりますが、「元気な風がふくまち なかま」の具体的施策の一つとしてワクチン接種費用に対する公費負担について市長の見解をお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

子宮頸がんワクチン接種の公費負担についてお答えをいたします。

子宮頸がんは、日本では1年間に1万5,000人以上の方が発症し、約3,500人が死亡すると推測されており、女性特有のがんの中では乳がんに次いで発症率が高いがんでございます。子宮頸がん予防ワクチンは、日本では平成21年10月に承認され、12月に発売開始されております。子宮頸がんの予防は、予防ワクチンの接種に加え、定期的な検診受診が有効であり、住民に正しい知識を普及していく必要があると考えております。

本市における女性がん検診の受診率の向上を推進する取り組みといたしまして、国の補正予算により、がん検診受診率を50%に上げることを目標として、女性特有のがん対策が講じられております。これに伴い、本市は子宮頸がん検診及び乳がん検診について、節目の年齢となった女性に対しまして無料のクーポン券を郵送し、女性特有のがん検診の受診を勧めております。

平成22年度につきましては、当初から検診率向上を目指し、対象者の方への啓発を積極的に行うなど、受診しやすい検診等に取り組んでまいり所存でございます。

さらに、本年3月14日に「女性の健康づくり応援フェア」と題しまして、女性を対象にした女性医師による子宮頸がん検診と乳がん検診を実施することとし、あわせて女性がん検診受診の必要性に関する講演会や子宮頸がん予防ワクチンの最新情報の提供など、普及啓発活動のイベントを行うことといたしております。

子宮頸がん予防ワクチン接種については、予防効果が最も期待できる対象年齢が10歳から14歳までの女兒であること、また、1回の接種費用が約1万6,000円と高額であり、しかも十分な予防効果を得るには6カ月以内に3回の筋肉内接種が必要であり、さらに自由診療のために保険が適用されず、全額自己負担となります。このような状況を踏まえまして、公費負担については公平性などを損なわないように考慮し、子宮頸がん予防ワクチンの任意接種促進に関する今後の進め方や、どのような方法が効果的か、国や県の動向も含めまして総合的に今後検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（井上 太一君）

中尾淳子さん。

○議員（11番 中尾 淳子君）

ご答弁ありがとうございます。治療費との費用対効果を考えますと、投資額に対して約2倍の効果が期待できるとワクチン接種は費用対効果に優れているとの試算を示す専門家もおります。女性が元気に活躍することが私ども中間市の元気につながると思います。予防効果の高い、市長答弁にございましたように、10代前半の女子へのワクチン接種費用の助成を強く求めまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（井上 太一君）

次に、草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

公明党の草場でございます。通告に従い、質問いたします。

まず、コミュニティバスの運営について質問いたします。

今までも複数の議員さんから質問があり、また多くの市民の皆さんが要望されてある形のコミュニティバスの運営を本格的に検討すべき時期が来ていると思います。昨年、西鉄バスが中間市内の路線撤退を表明いたしました。それに対して行政側からの運行補助金の支援により存続しているのが現状でございます。この運営形態もコミュニティバスの運営例とは思いますが、遠賀町、岡垣町など近隣自治体の運営形態を参考にしながら、運行主体が自治体で行っているコミュニティバスの運営を検討すべきだと思います。市長の見解をお伺いいたします。

次に、廃止後の児童遊園の管理状況について質問いたします。

町内での管理が十分にできない、または少子化で利用者が減少したことにより、管理を市に返納された児童遊園は、今どのような管理状況でしょうか。また、有効利用されていますか、お伺いいたします。

次に、市庁舎移転について質問いたします。

現在の市庁舎は交通の便が悪く、JRの駅まで歩くと20分から30分かかり、バスの本数も決して多くありません。一方、蓮花寺地区は徒歩圏内に鉄道の駅が存在するなど交通の便がよく、市立病院、なかまハーモニーホール、市民図書館など公共施設や商業施設も多く存在をしております。

そこで、市役所の機能の大部分を稼働率が伸び悩んでいるなかまハーモニーホールに移転することによって、維持管理費が圧縮でき、効率的でコンパクトなまちづくりを行うことができると思いますが、この方針について財政的な視点からではなく、政策的な見地からの市長の見解をお伺いいたします。

以上、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

コミュニティバスの運営についてお答えをいたします。

ご質問にありますように、西鉄バス北九州から平成20年3月26日付で、平成21年4月1日から中間線を廃止する申し出がございました。それに対し、まず西鉄バス北九州に乗客数の推移や運行状況、経営状況などを確認し、福岡県広域地域振興課の助言によりまして、利用市民などから構成されますバス対策協議会を設置し、今後の方針を協議することになりました。中間市バス対策協議会は、利用市民の代表でございます町内会

連合会、公民館連絡協議会、中間高校、北九州高等学園を初め、商工会議所、市議会議員の方、行政、西鉄バス北九州で構成され、平成20年8月に2回にわたって開催し、協議をいたしました。協議会においては、コミュニティバスを運営した場合などの議論があり、仮に中間線と同様の路線・運行本数をコミュニティバスで独自運行した場合、利用状況が朝夕のピーク時に人員が集中しているため、積み残しをしないためには中型バスが2台から3台は必要であるということ、中型バスの購入費用やすべての停留所などの初期投資費用が必要となるほか、100円均一などの低単価になることが予想される運賃体系などを踏まえすと赤字額が大幅に膨らむこと、それに加え、新たな路線を追加すればバスの追加購入費用や人件費を初めといたします諸経費も増大すること、運行するためにはタクシー業者などの民間事業圧迫につながるために、すべての交通事業者からの了解も必要であり、路線決定が容易にはできないことなどによりまして、可能な限り赤字を抑える形に路線を再編し、赤字補てんを行いつつ、西鉄バス北九州中間線を存続させることを決定するに至ったわけでございます。

したがって、現在は市民の皆様にごできるだけバスを利用させていただきまして、赤字を抑えることで現在の中間線を維持していくことが最適ではないかと、そのように考えております。しかしながら、当中間市も高齢化が進んでおります。コミュニティバス運行につきましても、私の、これからのまた大きな行政課題、そのように受けとめております。

次に、廃止後の児童遊園の管理状況についてお答えをいたします。

児童遊園は、地元町内会からの廃園の要望が出た場合に、市で調査を行い、少子・高齢化などにより市民の利用がほとんどなく、町内会における日常の維持管理が困難と判断される箇所を対象に、議会の承認を得て廃園を行っております。

平成20年度末に土手ノ内三区第2児童遊園、浄花町児童遊園、寿町第3・第5児童遊園の4カ所、平成21年度末に土手ノ内一区第1・第3児童遊園、小田ヶ浦第3児童遊園の3カ所を廃園いたしております。

廃園の後の用地は、関係法令に照らしまして売却が困難なものは遊具を撤去し、緑地や広場として都市整備課が維持管理を行い、問題のないものは売却あるいは地主へ返却することといたしております。

今まで廃園した7カ所の児童遊園では、浄花町児童遊園は地主に返却し、土手ノ内一区第3児童遊園、土手ノ内三区第2児童遊園、小田ヶ浦第3児童遊園の3カ所は、都市計画法第29条の開発行為で帰属された公園で、売却や返還はできず、寿町第3・第5児童遊園の2カ所は、地域改善対策事業の補助金でつくられた公園で、これも売却できませんので緑地や広場として残しております。土手ノ内一区第1児童遊園につきましても、売却は可能でございますが、他の土手ノ内地内の児童遊園を含め、現在整備中の公共下水道事業の中継ポンプ施設のための用地や仮設ヤード、仮駐車場としての利用も考えておりますことから、現時点では緑地として市有地のまま維持管理を行っております。

次に、庁舎の移転につきましてお答えをいたします。

これは、前回に引き続きまして2回目というご質問でございます。2回目ということで、もう少し具体的なお提言あるのかなど、そんなふうに思っておりましたが、財政的な観点からではなく、政策的な観点からの私の意見をお尋ねでございます。私自身、現在、この中間市政を担わせていただいている者としていたしましては、財政的な問題、また幅広い市民の方の要望、ニーズ、またその合理性等々を考えないものを私自身は政策とはなかなか言いづらい、そういう部分がございます。

前回の草場議員のご提案は、ハーモニーホール及び近くの利用できる施設等々に市役所機能の大部分を移転をすればコンパクトな活気のあるまちができる、そうすれば最終的には東部市役所出張所も閉鎖してもいいのではないかと、そのようなお話でございましたが、政策的な観点からお答えをいたしますと、蓮花寺地区は文化、スポーツ、生涯学習の拠点と位置づけておまして、市民の皆様は「生きている楽しみ」、つまり「生きがい」を提供し、民間活力とあわせた「楽しむ」地域と、エリアとそのように位置づけております。また、特に政策上の文化振興拠点であります、なかまハーモニーホールにこの市役所機能の大部分を移転とするということであれば、この本庁舎部分だけ、下から上あわせますと5階になるんですかね、延べ床面積が約5,000平方メートルでございます。また、そのハーモニーホールのほうでございますけれども、これは大ホール、小ホールを除く面積といたしましては約2,000平方メートルでございます。どの機能を移転するのか今回も特定はなされておられません、スペースの問題から、機能の分散によりまして市民サービスの低下、文化活動の抑制などが危惧されると考えております。市民サービス向上や文化の振興も私の重要な施策の一つでございますので、これはどうしても避けてまいりたいとそうように思っております。

市民サービスの観点から申し上げますと、今の庁舎内、この中でもワンストップサービスをせよというふうなお提言もいただく中、この市役所施設そのものを分散いたしますと市民サービスに大変大きな影響があるのではないかなど、施設間の移動をしなければいけない、そんなふうになるのかなど、そんなふうに思っております。

また、東部の市役所出張所の閉鎖につきましては、これ私自身も行財政改革の中で検討した経緯がございます。しかしながら、その当時、議員の地元の土手ノ内の住民の方、これは筑鉄電車を利用されておまして、電停をおりれば目の前にそういうふうな支所があると大変重宝で便利であるということもございまして、鍋山地区、通谷地区、太賀地区の皆様方々の存続への本当に大きな要望がありまして、現在に至っているというのが状況でございます。

私の今後の政策といたしましては、将来、各校区ごとに地域包括支援、また日用品でも少し売れば、そんなスペースをあわせました市役所出張所を地域活動の拠点として、また高齢化社会に対応できるように、各校区にそういうふうなものを設置していきたいなど

いう考えを持っております。

何も考えんでコンパクトシティーを話せということであれば、これは今、本当に疲弊をいたしております昭和町地区、また御館町等々を含んだ中で市のほうが、できれば市のほうが、それは用地買収でもして、その中に分譲マンション、また市営住宅、県営住宅の建設等々、総合的に再開発あたりをして、その中にまた中間駅でも乗り入れて、また銀行、病院、商業施設、保育所、介護施設、その中で当然市役所機能もそろえれば、皆さん方が大きな移動もせずに用が足せ、また住民サービスも効率的に実施できる、それこそ一つのシティーが誕生するのではないかなど、そんなふうに思っております。

今まで申し上げましたけどもが、総合的に判断いたしますと、私の政策的には市役所機能の分散、移転等々を現在は考えておりません。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

まず、コミュニティバスの分について再質問いたします。

私が思ってるコミュニティバスの定義というか、そういったものは、高齢者や身体障害者の方などが公共施設、医療機関に行きやすくなるなど、地域住民の交通の利便性向上を目的にしているものだというふうに思っております。それを自治体が市民の移動手段を確保すること、その部分によっては採算性より市民の足として運行を進める部分がコミュニティバスであるというふうに認識をしております。

それではまず、西鉄バスに対しての補助金、これいかほど出されてあるんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松尾経営企画課長。

○経営企画課長（松尾 壮吾君）

お答えいたします。西鉄バス北九州株式会社への中間市バス路線の運行維持経費補助金でございますが、平成21年4月1日から平成21年9月30日までの上期で、補助額は631万8,968円でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

それでは、契約というのは半期ごとということですか。

○議長（井上 太一君）

松尾経営企画課長。

○経営企画課長（松尾 壮吾君）

これは中間市バス対策協議会の中でバス路線が廃止、協議されましたけど、これが平成21年4月1日から運行経費の補助を行っておりますから、今の段階では半年分しか金額はわかりません。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

それでは、その補助金の金額自体も今から先も変わる可能性があるという部分っていうふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松尾経営企画課長。

○経営企画課長（松尾 壮吾君）

お答えいたします。

これは乗客数、収入収益とかありますので、今後、乗客が減少すれば赤字補てんが増えるものと思われれます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

市長が行ってらっしゃる出前講座の中でも、コミュニティバスではありませんけども、ハピネスなかまの無料送迎バス、こういったもののさらなる利便性向上っていう部分が要望されていないのでしょうか。私もたくさんこの送迎バスについては要望を承っております。市長、要望とか相談事項とか受けたことないのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これ、そういうふうな坂道等々のある団地で出前講座やりましたときには、必ず出てまいるご質問でございます。そういう意味では、先ほど申しましたように、いろいろと今、どのような方法がいいのかっていう、そんな検討しておりますし、私も大きな行政課題という認識も十分持っておりますので、これに対しましていろいろございますけども、今、運行のコミュニティバス等々の利用も含めながら考えていきたいなと、そんなふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

市民の方は交通の利便性の向上というものを望まれているということだと思います。安易に導入していかどうかというのはいかがなものかとは思いますが、たくさんの問題点もありますし、検討すべき事柄もあるということは承知しておりますけども、この西鉄バスの撤退の問題という部分から考えても、運行主体を自治体が行う、その部分の中で業務を民間に委託するという部分、こういった形が望ましいというふうに私は考えております。

さっき市長の答弁の中で、タクシー会社、既存のバスの運行をされてある会社に対しての、極端に言えば営業妨害的な部分の、営業にかかわる支障がある部分が、そういったものも考慮してという部分ありましたけども、そういった意味では民間委託という部分、ほかの行政でも、隣の遠賀町では遠賀自動車学校とかに実際の運転とか管理とかは委託されてあるとも聞いておりますし、民間委託という部分も視野の中に入れていただくことも可能ではないかなというふうに考えております。

補助金が半期で630万円強と。今、ハピネスなかまの送迎バス、今2台保有しております。そういった面から見れば、ゼロからの財源捻出という部分ではないんじゃないかなというふうにも思いますし、市長は自分の課題だというふうにおっしゃっていただきましたので、強烈に、真剣に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、児童遊園の件について再質問いたします。

私も、さっき市長がおっしゃった7カ所、見てまいりました。寿町第3、第5児童遊園、この敷地内に集会所と中間市母子寡婦福祉会という建物がございました。これは今、使ってらっしゃるんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

中嶋都市整備課長。

○都市整備課長（中嶋伊佐雄君）

お答えいたします。

現在も使っております。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

第3児童遊園の中には、建物の横が菜園っていうか、野菜をつくってある状況下にありました。こういったものは有効利用という部分なのかもしれませんが、これは市が許可されての菜園をされてあるんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

中嶋都市整備課長。

○都市整備課長（中嶋伊佐雄君）

お答えいたします。

地元に管理を委託しております関係上、認めております。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

じゃ管理されてあるところが何らかの要望があり、認めればどういった部分でも利用可能ということなんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

中嶋都市整備課長。

○都市整備課長（中嶋伊佐雄君）

一応市営住宅の関係の敷地でございますので、その中で利用される分については申請を受けて許可しております。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

申請内容は市のほうまで届いて、それを課長が見られて、いい悪いの判断をされているということなんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

中嶋都市整備課長。

○都市整備課長（中嶋伊佐雄君）

そうでございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

私、住んでおります土手ノ内一区の第3児童遊園、これ周りがすべてフェンスで囲ってあります。そして、そのフェンス沿いには大きな樹木が植えてあります。今は、最近手入れがされたみたいで見通しもよいのですが、手入れ前の状態では中が全然見ることができない。特に廃止になってから以降の部分なんですけども、見通しが全然よくない。防犯の意味から言えば最悪の環境にある。北九州市のほうでは、こういった公園についての樹木は根っこから切って撤去されてあるというふうにも聞いております。そういった環境の公園の樹木に関しては、いっそのこと撤去されたらどうですかという部分を提案をいたします。

法的な拘束云々という部分で市長からの答弁もありました。それにしてもこうやった中間市の財政難の中で、こういう廃止された児童公園というものも貴重な市の財産であります。整地を施して売却できる所は1カ所というふうに聞きましたけども、他の公園につきましても有効的な利用ができる、そういう体制に取り組んでいただきたい。そういうふう

に思います。今後こういった返納される公園が出てくるっていう部分を考えて、市のために、市民のために有効利用していただくことを強く要望いたします。

次に、市庁舎の件について再質問いたします。

市長もおっしゃいましたように、去年の12月にもこの質問をいたしました。私個人の市政報告会等で、こういう質問をしましたという報告をしております。簡潔にいいますと、今の本庁舎は築40年で耐震構造に満たないと。よって、近い将来、手を加えなければならぬ。多額の税金が投入されると。一方、稼働率25%前後の効率の悪いハーモニーホールがある。ここに本庁舎を移転させれば財政的にも、また、まちの活性化にもつながる。こういう提案をしましたという市政報告をしております。皆さん方、興味深く聞いていただきまして、中には支持するよと言ってくださる方が多くいらっしゃいました。私の周りだけなのかもしれませんが、私の提案に理解をしていただく市民の方が多くいらっしゃることを申し添えたいと思います。

市長の答弁では、12月質問した、今回したけどももっと詳細な、具体的な提案があれば、もっと違った返答ができたのにといいうふうな感じに私は受け取りました。そしてなおかつ、いろんなお話もありましたけども、たくさんこのうすれば、こういったことをすれば、ここに市庁舎を設けて、なおかつJRの中間駅を入れ込んでとかつていうお話もされましたけども、理想的な部分を私聞いているわけじゃなくて、あくまでも今の現状を踏まえて、喫緊にある中間市の課題、そういったものも考えた中でまちづくりという部分を表明していただく中で、この私の提案がどういうふうにとめられているのかという部分をお聞きしたかったということでもあります。

結論、市長におかれましては、長期的な視点での元気なまちづくりに取り組んでいただきたいと。その一案として市庁舎の件も検討していただくことを要望したいということでもあります。市長がおっしゃる「元気な風がふくまちなかま」という部分でも、おっしゃった市民サービス、文化等、また行政サービスの部分はこちらがいいというふうなことをおっしゃいましたけども、長期的なことを考えた部分で市庁舎をどちらに据えたほうがいいのかという部分も再考していただきたいということを述べまして質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

おはようございます。私は、中間クラブの植本種實でございます。通告によりまして一般質問をいたします。

まず、中間市西部地区の開発整備についてお尋ねします。

西部地区の面積は約5.8キロ平方メートルで、市の全体面積の約35%です。人口は約3,700人で、市人口の約8%です。鞍手町や遠賀町に接しています。遠賀平野の一

角にあり、その土地は滋味豊かであります。私は、この地域は米づくり、野菜づくりを主にした緑豊かな地域を目指して開発整備すべきと思いますが、いかがお考えですか。お尋ねします。同時に、自然を大切にし、緑豊かな中間市であってほしいという視点から、以下の質問をいたします。

一つは、垣生公園の木を切っています。何十年もたったブナやシイノキなどを切っています。これらの木々はスギ花粉対策にも大変重要であり、地球温暖化対策にも重要です。また、我々人間に酸素を供給しています。それらの木を根こそぎ切り倒しています。垣生公園ははげ山のようになっています。何十年も生きてきた木を切ってしまうてかわいそうだ、悲しい、残念でならないといわれている市民の方がたくさんおられます。木を切る前に何の目的で切るのか説明が必要と思いますが、説明は立て看板だけです。いかがお考えですか。お尋ねいたします。

次に、垣生の社会福祉センター跡地についてお尋ねします。「交流物産センター」が計画されています。私は、交流物産センター自身は大賛成であり、応援したいと思っておりますが、地元地区にとっては突然の話であります。プロポーザル方式で、いろんなところからいろんな意見を聞きながら計画、推進すると議会でも答弁されていると思います。どのような経緯で、どのような計画なのかをお尋ねいたします。

3番目に、垣生公園、福祉センター跡地、市営球場は、中間市民の誇りであります。別々なものでなく、この三つは一体感を持って開発すべきだと思います。どのような青写真をお持ちかお尋ねいたします。

次に、一人暮らしの高齢者対策についてお尋ねいたします。

一人で生活しておられるお年寄りの見回りは大変重要なものであります。そしてまた、単に見回るだけでなく、食生活にも十分注意する必要があると思います。どのような施策、ご見解をお持ちですか。お尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

中間市西部地区の開発につきましてお答えをいたします。

本地域の土地利用状況は、住宅、商業、工業系の都市的土地利用が35%、田、畑、山林系の自然的土地利用が65%となっており、優良な農地や自然が広がる豊かな潤いある環境を提供する役割を果たしております。特に、自然的土地利用の農地面積は、本市農地の88%を占めており、本地域における農地につきましては、本市の食料生産基地といたしまして営農環境を維持するとともに、人々に潤いや安らぎを与える緑地機能と自然景観を創出していることから、優良農地としての維持・保全を図りますとともに、また都市的土地につきましても、本市の工業系利用の約85%が本地域での利用となっており、産業

拠点として本市の生産活動を支える役割を担う地区でありますことから、引き続き雇用の創出と産業の発展を担う地域として機能の維持・向上を図ってまいりたいと考えております。

さらに、本地域には垣生公園や遠賀川河川敷などがあり、身近な緑地空間として市民に親しまれている地域でもありますことから、緑の整備と保全是本地域の主要な施策として今後も計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、垣生公園の樹木の伐採についてお答えをいたします。

現在、垣生公園では、より安全で利用しやすい公園にするため、二つの事業を同時に行っております。

一つは、垣生公園の利便性と安全性の向上を図り、多くの方に利用していただくため、公園施設をバリアフリー化する「安全安心対策緊急総合支援事業」でございます。

具体的に申し上げますと、園内においては通路の舗装、起伏や段差の解消、狭い部分の拡幅、既存トイレの改良、多目的トイレの設置を行い、また、市営球場横駐車場においては、一般駐車枠の増設と身体障害者用駐車枠の新設を行うものでございます。なお、事業期間は、平成21年度から平成24年度を予定しております。

また、もう一つは、福岡県緊急雇用創出臨時特例基金事業として行う垣生公園景観整備委託でございます。

この業務は、公園利用者の安全の確保と園内樹木の保全、育成促進を目的として樹木の伐採を行うものでございます。長年にわたり成長した樹木の中には、公園の景観や他の樹木の成長に悪影響を与えるものがあることから、経験豊富な造園業者の協力を得ながら、計画的に間伐や除伐を行っております。必要とする樹木の成長を促すためだけでなく、公園を管理する上で見通しの確保、防犯対策等で支障となる樹木を除去する側面もある重要な作業でございます。

平成22年度までの作業で、前述の安全安心対策緊急総合支援事業と並行して行うことによりましてバリアフリー化の妨げとなります樹木を的確に取り除くなど、道路の整備や施設改良にも必要な作業となっております。

垣生公園においては、樹木管理として毎年度計画的に除草や剪定を行っており、その際には作業を行う上で必要な安全対策としての通知や警告は現地にて看板等を設置するなど適時行っているところでありますので、特にお知らせいたしておりません。今回の事業におきましても同様に、その目的や内容につきましてはお知らせをいたしていないところでございます。

平成22年度は地域交流センター建設工事も始まり、垣生公園周辺におきまして大きな作業が重複いたしますことから、今後におきましては、より一層のご理解とご協力をいただくために、周辺住民や公園利用者に各作業の内容をお知らせすることといたします。

次に、社会福祉センター跡地利用の経緯と計画についてお答えをいたします。

まず、経緯につきましては、社会福祉センターの建物の利用方法をプロポーザル方式で検討いたしました。耐震化等の理由により取り壊し、社会福祉センターは地域総合福祉会館内に移転をいたしました。その後、JR福北ゆたか線アンダーパス工事の完了を待ちまして、この土地の利用を計画するということになりました。

今年度、この工事が完了いたしましたことから、社会福祉センター跡地利用の原案を作成し、議会と地元にお諮りしたいと考えているところでございます。

原案の内容といたしましては、社会福祉センター跡地が都市公園内であることから、公園の利便性を高め、公園の集客を高める施設であることを踏まえ、垣生公園のよさを再認識してもらうとともに、子ども、高齢者、地元住民や他の地域の方が集まれる施設として、地域交流センターを設置することとし、また公園利便施設であります市民に親しまれる売店を兼ねた農産物直売所を整備する趣旨で原案をまとめております。特に農産物直売所は、議員のご指摘のとおり、川西地区の農業の振興に大いに寄与するものだと考えております。詳しい内容といたしましては、藤本議員への回答等でも述べましたところでございます。

今後の予定といたしましては、平成22年度の予算が議決されましたら、地元に対する説明を行い、平成22年度に建設、平成23年度オープンの前定で進めてまいりたいと考えております。

次に、垣生公園周辺の公共施設の一体的な活用についてお答えをいたします。

垣生公園は、市民の健康、休養及び情操に資することを目的といたしまして、昭和29年に自然の風景地を生かした都市公園として設置され、現在まで広く市民に親しまれております。

また、桜の季節には、中間市民はもとより市外からも見物に訪れる方も多く、にぎわい豊かな中間市を代表する観光名所でございます。

また、野球場につきましては、市民の健康増進と体育振興を図ることを目的とし、昭和53年の設置から現在まで高校野球等を通じ、中間市の代表的な体育施設として利用されており、社会福祉センター跡地につきましては、平成13年5月に社会福祉協議会が地域総合福祉会館にその本拠を移して以来、その利用方法について多角的に検討してまいりました。今回、その利用に関して地域交流センターとして利用される方向性が固まったことから、実現に向けまして全力で取り組んでいるところでございます。

今後は、垣生地区に存在する市を代表する三つの施設の利用価値と利便性を高めるため、施設の総合的な充実を図り、一体感のある整備を行ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、一人暮らしの高齢者対策についてお答えをいたします。

今般、全国的に高齢化が急速に進む中、一人暮らし高齢者数も年々増加傾向にあり、こうした状況の中、特に社会問題となっておりますのが孤独死でございます。本市におきましても例外ではなく、本年2月1日現在で65歳以上の高齢者人口1万3,341人に対し

まして、一人暮らし高齢者人口は3,495人と、約26%の方が一人暮らしをされております。

このような状況の中、本市におきましては、平成8年度から一人暮らし高齢者で心臓疾患等の発作性疾患がある方を対象に、緊急時に消防署に直接通報される緊急通報システムを無償にて貸与しております。

また、平成22年度からは、新たに「一人暮らし高齢者等見守りネットワーク事業」、「配食サービス事業」を実施する予定でございます。

この「一人暮らし高齢者等見守りネットワーク事業」は、行政、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、老人クラブ連合会、町内会連合会、公民館連絡協議会等の団体が連携をとり、見守りを希望する高齢者を対象に声かけ等の活動を行うものであり、現在、一人暮らし高齢者の方、全員に見守り希望の意思確認作業を行っているところでございます。

また、「配食サービス事業」におきましては、一人暮らし高齢者の方を対象に、毎週月・水・金曜日の夕食に栄養バランスのとれた弁当を自宅へ配達し、その際に安否確認及び健康チェックを行うものでございます。

このように今後、一層増加が見込まれます一人暮らし高齢者に対しましては、行政の施策だけでは限界があり、「一人暮らし高齢者等見守りネットワーク事業」のように官民一体となり、地域で支え合うことが重要であり、これを機会により地域に根差した活動となるよう、関係団体の方を初め、地域住民の方にご協力をいただき、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

再質問させていただきます。

まず、垣生公園についてですが、垣生公園を利用されている市民の方から、垣生公園を毎日散策しているのが楽しみだ。最初のころは木を切って公園を整備してるんだなと喜んでいたが、余りにも切り過ぎる。それも何年も、100年近くたった大きな広葉樹を切ってしまうている。日陰がなくなり、地球温暖化対策にも逆行している。木がかわいそうだ。これ以上、木を切らないでくれ。お願いだという市民の方の手紙があります。そのことに対してどのようにお考えですか。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

今、議員さんが木を切ってかわいそうというご意見があるというようなこと、紹介がございましたが、また一方では、逆に散策をするときに、かなり危険とか危ないとか、そう

いう状況が木を切ることによって回避をされて、公園自体が随分明るくなりましたとか、そういうご意見も一方でございます。

それから、市の考え方としては、今、木を伐採しております。そういう中で、今後、桜あたりも、ある程度木を伐採した後に桜の植えつけ、そういうのをやって垣生公園の景観の整備を図っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

言われるように二つの意見があるというのは、もう当然のことでございます。説明がなされていないというところに私は問題があると思います。例えば、今、垣生公園の周りに立て看板があって、「現在、垣生公園ではバリアフリー化するための施設の改良と樹木の保全、育成を促進するための樹木の伐採を行っています。これらの作業のため、利用される方々には大変ご迷惑をかけてますがご理解ください」という立て看板があります。この立て看板だけでは、何のために木を切りよるんだとか、それがわからない。そしてまた、バリアフリー化するということと、木を切りようということは全く別の問題なんです。それなのに一緒に書いてしまってると思うんですけど、どうですか、そこは。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

議員の質問の中にございますように市営球場ですね、それから旧社会福祉センター跡地、それから垣生公園ですね。これを連動して、要するにそういう中間市の名所ですね。これを今までは単体で事業が進められておりました。これを今、三つを一つに集めてそういう環境づくりを今やろうとしよるところでございます。

それで、先ほど市長の答弁で申し上げましたように、要するに今回の議会で議決をいただいた後に、逆に地元にはどういう事業をやるのか、物産館ですね、物産館はどういうことをやる、公流センターはこうやりますということを地元説明に、担当部課を通じましてそういう説明会をやる予定でございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

ちょっとくどくなりますけども、バリアフリー化するんだ、それから公園の整備をするんだっていうことは私たちは賛成でございます。けども、どういうふうな、最終的にどういうふうな完成予想図というか、それがイラストなんかで示していただければ安心して、こういうふうな、この目的のために木を切ってるんだと思うんですけども、それがなされ

てないというところに問題があると私は言ってるんです。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

そういうことも公園の最終的な完成、そういうところも含めて地元で協議をおろしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

具体的なものについては、まだ予算も通ってないということで説明しにくいというところがあると思うんですけども、地元の人たちは垣生公園が美しくなる、きれいになるという、利用されるということを望んでるということでございます。

次に、地域交流物産館についてお尋ねしますが、これは私たちも前々からいろんな議員さんから質問があった中で、プロポーザル方式でやるというふうに聞いてますが、それが今回、なされてないんじゃないかというふうに私、思いますけど、どうですか。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

お答えいたします。

旧社会福祉センターがプロポーザル方式で、今後どのように利用するかということで検討を今までやってきたわけです。それが、耐震で問題があるということで、その間、維持管理するのにもお金がかかるということで解体しました。その後、JRのアンダーですね、県道、あの工事が完了しないとこの地域は開発できないということで、その工事と並行しまして計画を練ってきたわけでございます。そして、今現在、公園用地ですので、地域の方が使えるような施設ということで交流センターと物産館になった経緯でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

私自身は、先ほども申しましたように、交流物産センターの計画については賛成であり、地元の人たちも待ち望んでるということをお伝えしたいと同時に、この物産交流センターは、だれがどのように経営というんですかね、運営するのかっていうところをお尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

お答えいたします。

交流センターのほうは、公設公営で考えております。物産館のほうは公設で、経営方針はテナント方式を考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

先ほど市長のご答弁では、22年度に着工、23年度開館ということになってますが、それまでに決めるということですね。それとも、もうそういうふうな、何ていうか、民営のほうは決まってるということですか。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

お答えいたします。

建設と同時に、今から煮詰めてまいります。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

当然のことですが、せっかくなつくってあんまり暇だなというふうにならないように、地元の人に愛される物産館をつくってくださいということが要望でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

それから、三つの施設を一体感を持って開発するという、それまた当然なことだし、私たち垣生に住んでる人間に対しても垣生公園、野球場、みんな大切な誇りのある施設でございますし、中間市民が集えるような、そして喜んで来てくれるような公園に、一帯にぜひしてほしいというふうに思います。

次に、一人暮らしのことについて、配食サービスについてお尋ねいたします。

まず、この見回り隊というのは、先ほど市長さんは、いろんなグループというか団体、ボランティアの方が集まってするのに、どういう性格というか、組織なんですか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

お答えします。

先ほど市長のほうで申しましたように、民生・児童委員、それから老人クラブ連合会、それから町内会連合会、公民館連絡協議会、社協と、この5団体で一応今、鋭意見回り体制をどうやっていくかということは今、協議しながら進めているところでございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

その中で、一人暮らし26%、3,400人おられると聞きましたけども、これと、今の見回り隊の人が私の家に見回りに来てくれというふうに契約をするという意味ですか。そしてまた、それは何人ぐらいを予定されてますか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

お答えします。

先月の12月、済みません、昨年12月28日、暮れですけども、一応1,243人の一人暮らしの方に同意書、見回りネットワークの同意書を送っております。現在、3月1日現在で見回りを同意するという回答がっております件数が825件、それから辞退されるという方が現在、434件、それから、施設入所されてる方につきましては65名、それから同居者がおられたという方が208名おられます。不明の方も約100名おられますが、トータル的に1,622名の方のご回答がっております。残りの、あと1,600件については、今、職員のほうで早い時期に調査を終えて、そして体制を整えていきたいと、見回りの体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

残りのというたら、ちょっとありますけども、これに関係ないんだという人が約1,600人もおられるっていうことは、もう少し充実を、1,600の数を減らすことを、充実努めてほしいというふうに思います。

と同時に、一人暮らしじゃなくて、高齢者やお年寄り、ご夫婦だけでも2人で生活されてるところも見回りの対象とすべきだと思いますけど、いかがですか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

今のところ老老介護、いろいろ身障を持ってあるご夫婦おられると思いますけど、一応この事業を開始しまして、その後いろいろな状況を把握しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

それで、週に3回ほど弁当を配っておられるそうですが、今、最近、近所に店がなくなって困って、買い物に行かれないという人もおられますので、日常生活の小さな品物、日用品を、消耗品などは一緒に配達してはどうかと思いますけど、どのように思われますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどうちの課長、申しましたように、まず、とりあえず一人暮らしの方の見回りネットワーク、まずその組織をしっかりとつくりたいと、そのように思っております。その組織がしっかりできた中で、膨らませていける部分は膨らませていきたいなど、そんなふうに思っておりますけどもが、これ本当に地域の力、地域力を願う部分でございまして、まさにボランティア活動、市民協働というような部分ございまして、余りそのあたりを膨らかしまして、また負担を大きくすれば、またいろいろとご迷惑かける部分あるかと思っておりますので、今のところはまず、一人暮らしの組織づくりをしっかりとつくり、それからのこととさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

よくわかりました。一人暮らしの方、今から高齢者大変だと思います。中間市から孤独死を一人も出さないという決心のもとで見回り隊の充実を願っております。

これで終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして質問いたします。

初めに、保育所問題について3点質問いたします。

一つ目は、保育所の最低基準について伺います。今、子どもの貧困や子育て困難をどう解決するか。中でも保育所入所待機児童が全国で2万数千人にも及び、最も解決が急がれる問題になっています。新政権は、保育所の増設を図り、質の高い保育の確保、待機児童

の解消に努めると政策を掲げています。ところが、政府は保育所の増設で待機児童の解決を図るのではなく、今でさえ劣悪な保育所の最低基準を原則撤廃し、地方分権を口実に、地方自治体の条例に委任する方針を打ち出しています。

保育所の最低基準は、戦後の新しい憲法に基づく児童福祉法制定に伴い、1948年に児童福祉施設最低基準として定められました。第3条では、最低基準を常に向上させるように努めるものとする、とこのように明記されておりますが、六十数年後の現在、保育士の配置基準の若干の改善以外、施設整備や面積基準は変わっておりません。2歳児の場合、7畳に子ども6人と保育士1人、収納スペースも含めた狭い所で保育するというのが日本の国基準です。

この低い最低基準を補ってきたのは自治体の財政負担による国基準の上乗せと保育現場の努力です。職員室や廊下、収納スペースなど、国の最低基準に含まれていない施設設備も加えて保育所が整備され、保育士が加配されてまいりました。こうした自治体施策の拡充は60年代後半から始まり、ポストの数ほど保育所の設置を求める運動の全国的な広がりとなり、よりよい保育を願う保育関係者と住民の運動が実ったものです。

しかし、政府は増え続ける保育所待機児を減らすために認可保育所を増設するのではなく、定員弾力化の名のもとに定員を超える保育所を詰め込みで対応してきました。1999年から、年度当初は定員の115%、年度の途中では125%まで子どもの入所を認めました。また、小泉内閣が待機児童ゼロ作戦を打ち出した2001年からは、10月以降は無制限に受け入れることを認めています。つい先日、2月17日、厚生労働省は保育所の定員超過の上限を撤廃する通知を出しております。保育所の定員を超えた受け入れは、国の最低基準の範囲内でその上限を廃止するもので、今年4月から年度当初でも大幅に定員を超えた受け入れができるようになりました。

今でさえ少なくない保育所が、食べる、寝る、遊ぶを一つの部屋で行い、食事を続けている子どものすぐそばで昼寝の準備を始めている。また、お昼寝のときに寝返りができない、このような状況です。保育室の面積を初めとする最低基準の廃止・緩和について、市長の見解をお伺いいたします。

二つ目に、保育所給食の外部調理について伺います。保育所の給食は、幼い子ども一人一人の発育、その日の体調、食物アレルギーに対応するために保育所内で調理するよう保育所最低基準で定められています。また、保育所給食は、食事をつくるときの香りや音などを身近に感じることでおなかのすくりズムを持てたり、調理員が調理する姿を見ることから感謝の気持ちや食事に関心を持てたりするなど、日常の中で調理とかかわることで食育の役割も果たしています。

ところが、政府の構造改革特別区域推進本部の評価調査専門委員会は、保育所運営の効率化を図られるとして、3歳以上の保育所の給食について外部からの搬入を全国どこでも認めるよう規制緩和をする方針を決定いたしました。保育関係者は、外部搬入が認められ

れば民間業者からの搬入も広がり、業者がもうけを出そうとすれば食材費を抑えることは当然考えられると、このように懸念しています。子どもの成長や安全より経費節減を優先する保育所給食の外部調理は導入すべきではないと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

三つ目に、保育士の配置基準の緩和や処遇についてお伺いいたします。1998年の規制緩和で、保育士の人数の2割を限度に短時間勤務保育士の配置が可能になりました。さらに、2002年、正規の保育士が各組、グループに1人以上配置されればよいとされたため、非正規雇用の保育士が半数を超える保育所もあります。不安定雇用や低賃金の保育士が増え、離職率が高く、保育の継続性の確保や経験の蓄積など保育の質を確保する条件が脅かされ、子どもの保育への影響が懸念されます。正規雇用を増やし、職員の処遇を改善すべきではありませんか。市長の所見をお伺いいたします。

最後に、近代化産業遺産・遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産登録についてお伺いいたします。

近代化遺産・官営八幡製鐵所の遠賀川水源地ポンプ室が世界遺産委員会の暫定リストに追加されたことがマスコミで報道されました。遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産登録へ向けて協議を促進し、産業観光のまちづくりが進められていると思いますが、その進捗状況と市民へのアピールについて教育長の所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

保育所問題についてお答えをいたします。

まず、保育所の最低基準の廃止・緩和についてでございますが、現在、国の方針としまして待機児童の解消のため、児童福祉施設最低基準を満たしている場合に限り、年度当初においては認可定員の15%以内で、年度途中の5月から9月においては認可定員の25%以内で、さらに年度後半の10月以降においては25%の定員を超えて保育の実施を行うことができるとされておりますが、地域の実情に応じた扱いを可能にするため、平成22年度からこの制限を改正するとの通知が厚生労働省より本年2月17日になされたところでございます。

これにつきましては、児童福祉施設最低基準が遵守されている施設に対する取り扱いであり、当然保育士の配置及び子ども1人当たりの保育室面積の施設要件が整備されている施設が対象であります。

本市の状況といたしましては、この基準の中で認可定員を超えての保育を実施しているところであり、今回の改正においても同様の要件であることから、ご質問の最低基準の廃止・緩和とは考えていないところであります。

次に、保育所給食の外部調理導入につきましては、市内6保育園の給食に関しては、各保育園において栄養士及び調理師を配置し、栄養バランス、衛生管理のとれた給食を園児に提供しているところでございます。

給食を通して「食べることは生きること」、「食べることの楽しさ、大切さ」を学ぶことで心も体も育まれていくものであり、子どもたちが「おいしく楽しく食べられる」給食を目指し、特に、乳幼児期によい食習慣を身につけ、将来の健康の土台づくりを図ることも重要でありますので、今後もこの体制が維持できるよう支援をしてまいりたいと考えております。

最後に、保育士の非正規職員につきましては、市内の私立保育園の保育士の状況といたしましては、5保育園の正規保育士にあつては、平成22年1月現在97名、また非正規職員にあつては18名であり、正規職員の割合が84.3%と高い割合となっており、これらすべての保育園において児童福祉施設最低基準の保育士の人員が正規職員で対応されております。

今後、この水準が維持できますよう支援をしてまいりたいと考えております。

なお、さくら保育園での児童福祉施設最低基準の保育士の人員は、すべて正規職員で対応できる配置となっております。しかし、一時預かり保育、病児・病後児保育、障害児保育及び家庭支援においては、園児数が流動的であることから、嘱託職員及び臨時的任用職員による配置を行い、安全で安心できる保育に努めているところでございます。

次の世界遺産登録のご質問につきましては、教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

それでは、遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産登録に向けての関係機関との協議の進捗状況についてお答えいたします。

福岡県を初め、6県10市がユネスコ世界遺産登録を目指している「九州・山口の近代化産業遺産群」は、平成18年の九州地方知事会議において、近代化遺産の保存活用を図る広域事業と決定されました。その後、平成21年1月にユネスコの世界遺産国内暫定一覧表へ記載がなされ、本格的に世界遺産登録に向けての取り組みが行われていくことになり、同年7月に海外専門家による構成資産の現地調査がされました。

その中で、八幡製鐵所関連資産として、遠賀川水源地ポンプ室の視察も行われ、レンガづくりの外観や保存状況、製鐵所までの水利状況などが高い評価を受け、昨年10月の専門家委員会にて遠賀川水源地ポンプ室を世界遺産候補リストに追加すべきとの提言書が世界遺産登録推進協議会に提出されました。

この提言書は、平成22年1月に開催された世界遺産登録推進協議会総会において承認され、世界遺産登録に向けての取り組みを行うこととなりました。このことから、本市と

いたしましては、本年4月、6県10市で構成する世界遺産登録推進協議会に参加するとともに、構成団体と協力しながら世界遺産登録実現に向けて今後努力してまいりたいと考えております。

なお、遠賀川水源地ポンプ室が現在も送水を行っている稼働施設であることや、昨年の専門家委員会で急遽追加されたこともあり、広報の時期や内容について所有者である八幡製鐵所と調整を行っているところです。

今後は、市民へのPR活動として世界遺産シンポジウムや施設見学会などのイベントを開催するなど、広く市民の皆さんに周知を図るとともに、世界遺産を活用したまちづくりについて関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

保育所問題について再質問いたします。

中間市の状況を知りたいので、ちょっと具体的に数字をお願いいたします。待機児童を解消するために施設の面積基準の緩和が進められていること、先ほど申しましたけれども、市内の保育所に入所している子どもさん1人当たりの面積は、大体どのようになっていますでしょうか。平均ですけれど。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

お答えいたします。

当市1人当たりの平均面積は、乳児室では3.44平方メートル、保育室では2.89平方メートルでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ということは、市内の子どもたちは寝返りとか、はいはいが十分できる状況であるということ認識してよろしいでしょうか。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

はい、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

もう一点、入所児童数についてお尋ねいたします。先ほども何度も出てますけれども、当初は定員の115%、10月以降は無制限に受け入れができるようになったということですが、現在の市内保育所の入所状況をお尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

定員は920名でございます。1月現在、入所人員は924名で、入所率は100.4%となっております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

市内は、市立が一つで、あと5カ所は私立でありますよね。ちょっとそこら辺、具体的にお尋ねいたします。わかりますかね。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

まず、さくら保育園ですが、定員150人、1月1日現在137人、中間保育園、定員260人、1月1日現在213人、双葉保育園、定員140人、1月1日現在159人、砂山保育園、定員140人、1月1日現在143人、深坂保育園、定員110人、1月1日現在132人、中間南保育園、定員120人、1月1日現在140人となっております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、報告を聞きますと、大体定員内でおさまって、定員内っていうか、125%以内でおさまってるということですよ。わかりました。そういうところで、中間市は全国的に問題になっている待機児童はないということが確認されました。

それにつきまして、あと先ほども言いましたが、つい先日4月から定員の上限を廃止すると。国の最低基準以内であれば幾らでも受け入れていいということが通達されておりますけれども、年度当初の上限を撤廃しますと、特に環境の変化で子どもたちのけんかやかみつき、こうしたトラブルが増えて事故が起きるのではないかと危惧するところですけども、そこら辺、4月当初からの上限撤廃ということについてどんなふうに考えますで

しょうか。もう一度市長、確認をしたいんですけども。

○議長（井上 太一君）

これ市長、担当部長でいいことないですか。

○議員（6番 青木 孝子君）

じゃ部長でもよろしいですよ、ごめんなさい。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

22年度は、21年度と同じように実施していきたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ということは、大体115%で当初は抑えていきたいということですね。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

そのとおりでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

市長の先ほどの答弁の中では、今の現状の基準で堅持していきたいという答弁だったでしょう。何か支援するっていうことでしたけど、堅持するっていうことかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そのとおりでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

非常に前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

実は、1962年から2008年までの死亡事故を分析した結果、認可保育所での死亡事故は、2000年度までの40年間に15件でしたが、待機児童ゼロ作戦で定員を超えた受け入れが進んだ2001年度からの8年間で22件に増えております。保育士1人が受け持つ人数を3歳児で見ますと、日本は20人ですが、アメリカ7人、ドイツ13人で、

諸外国と比べて本当に日本は余りに低い水準になっております。面積基準で見ますと、ゼロ歳児で日本は乳児室1.65平方メートル、アメリカ4.64平方メートル、スウェーデン7.5平方メートル、このようになっておりまして、多くの国がお昼寝室や休憩室を分けて基準を決めてるということで、いかに日本の基準が低いかがこれでわかると思います。

それで、厚生労働省の委託研究の報告書では、保育所の面積、保育士配置は少なくとも現行の最低基準以上のものとなるよう取り組むべきだと、このように指摘しています。子どもたちが一日の大半を過ごす保育所は、一日一日がかけがえのない成長の場です。最低基準を廃止・緩和するのではなく、予算を拡充し、子育て環境を改善するよう政府に強く求めていただきたいと思います。

次に、給食の問題について質問をいたします。

先ほど中間の保育所の給食の状況の回答がありましたけれども、自園でつくってるということで非常に喜ばしいことで、これからも堅持していくということだったと思いますが、そこら辺もう一度確認を、市長したいんですが。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

はい、そのとおり堅持してまいりたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

外注からの持ち込みはしないということですよ。もうぜひそういうことで今後もしていただきたいと思いますが、もうご存じのとおり、子どもたちは、春はヨモギ、秋は芋掘り、もうこうした子どもたちがとってきたものを食材に生かして調理に生かしております。こうして、こういうことが食育ということで、もうなされておきまして、若いお母さんたちも給食日より、こういうものも本当に楽しみにして、特に若いお母さん方はいろんな子育て不安を持っていまして、食に関してもそのような状況です。あるお母さんに聞きますと、もう外注で搬入するなんてとんでもないと、このような怒りの声も上がっておりますので、ぜひそういう、今、市長答弁されましたが、もうずっと自園でするようにと強く要望しておきます。

そうしたことで、特にこういう保育所関係の人たちも政府に対して、全国保育協議会、また全国保育士会は、今年1月27日に子どもの発達過程や状況に応じた食事の提供が難しくなるとして、保育所給食の外部搬入には断固反対と、このような強い意見書を政府に上げております。乳幼児の体と心を育てる保育所給食は、外部搬入ではなく自園給食を、その中でも充実をするように予算の増やすことでぜひ前向きに考えていただきたいという

ふうに思っております。

次に、保育士の配置基準の緩和や処遇について伺います。

先ほど答弁でありましたように、非正規の雇用は中間市の場合は本当に少ないということで喜ばしいことです。しかし、政府は保育所運営費を一般財源化しようとしておりまして、そうなりますと地域間の格差を広げると、保育所関係者から反対の声も上がっております。今でも保育所運営費は不足してしまっていて、研修費なども自己負担です。保育士は低賃金ですが、よりよい保育を目指し頑張っております。特に、規定以外の保育所への運営費補助金っていうのは、中間市はどのようになっていますでしょうか、お尋ねいたします。部長のほうで。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

お答えいたします。

中間市の民間保育園に対してです、各保育園に1園当たり大体180万円ぐらいの補助金を単独で中間市は補助しております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

あわせて聞けばよろしかったんですが、県内の状況はどうなんですかね。中間市はそのくらい私立に出してるということですが。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

県内は、国の補助関係の部分だけで補助金を出してるところが多いございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ということは、中間市の保育行政は非常に充実していると、よそと比較して充実してるということになるんですね。それで、福岡市などは研修費とかいうのも出してありますが、中間市はそこら辺はどうなんですか。やはり研修っていうのは全国の保育行政を学ぶっていう点では大事なことで、たしか自己負担で行ってるというふうに受けとめておりますが、そこら辺の助成とかいうことは考えてないでしょうか。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

21年度に、国のほうからそういう補助事業がございました。それで、うちのほうもちょっと議論いたしましたけど、単独でこういうふうな180万円も出してる市はあんまりございませんので、その範囲内でそういう研修もしていただくということで、市内の保育所連盟のほうには通知をいたしております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

180万円の中でおさめるということですが、非正規の保育士さんには、何か一時金とか通勤手当とかがないというような状況もあるんでしょうか。そういうところは、この180万円の中でおさめてくれっていうようなことなんでしょうか。ちょっと確認をしたいんですが。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

その件については、ちょっと把握しておりませんので、後日お調べいたしましてお知らせしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

やはり保育の質の向上のために、職員の処遇を専門職にふさわしい、そのようにぜひ改善をしていただきたいというふうに考えております。全般的に、先ほど申しましたけれども、保育の行政っていうのはかなり他の自治体に比べて非常に予算的にも措置してるっていうことで、私も自慢できるかなっていうふうに思っておりますので、しかし、それに甘んじず、ぜひ予算の増額も含めて子育てで安心して、働くお母さんたちも含めて子育てできるような状況をつくっていただきたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、遠賀川水源地ポンプ室を世界遺産へ向けて推進するために、今回367万8,000円を予算計上しておりますが、この予算を無駄にしないためにぜひ産業観光まちづくりの一環として取り組んで、地域経済の活性化につなげるべきではないかというふうに考えておりますが、ここは市長にぜひお尋ねしたいと思っております。まちづくりですから市長のほうが具体的に述べていただければと思いますのでお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

本来、このポンプ場、新日鉄さんのほうから大体1月、2月で、いいご返事いただけるのかなど。中まで見せてもらわんでも、何ていいますか、施設入って見せてもらえるようないい返事もらえるのかなど思っておりましたけどもが、先ほどお話ありましたように、今稼動してる施設というようなことでいろいろと条件つけられておまして、現在、県ともどもその条件に対しまして対応させていただいているところでございます。当然世界遺産ということでございまして、新日鉄さんのほうも許可いただけるものとそんなふう思っております。

許可をいただけますと、これはもう大したものでございます。ご存じのように田川の二本煙突もだめ、飯塚の伝右衛門邸もだめでございます、それとまた、東田高炉跡も、これもだめでございます。そういう中で、この中間市の施設がそんなふうな候補に上がったということでございまして、今、職員のほうには言っております。時期が来れば、役所の前に貸し自転車でも置けと、よそから来られた方が前に、駐車場にとめて自転車を利用して、ご承知のとおり、すぐそこに唐戸水門もございまして、石炭産業近代化というようなことで貢献した堀川運河等々もございまして、それを見ていただいて、今度、今お話の給水ポンプ場ですね、世界遺産になろうかというような、そういうふうなところを見てもらって、今度整備、道路等も整備しておりますが、物産館、交流センター等々つくる、そのあたり、垣生公園で遊んでいただいて、もう一つ、足を伸ばせば小田宅子の関係、それと猫城址もございまして、帰ってまいりますと、そこのJRの鉄橋、これにもレンガづくりの本当にすばらしい遺構が残っております、ちょうど自転車で1周できる、そのようなコースが本当にできます。こういうあたりを、中間市内もそうでございますが、市外に大きく宣伝させていただいて、人が集まるようなにぎわいのあるまちづくりを進めていきたいなと、そんなふう思っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

近代化産業遺産と中間の文化遺産、先ほど中間唐戸等々、中島の自然鑑賞等々であると思えますけれど、それに関連して郷土資料館を今回、交流センターに新たに設けるということですが、ついこの前、今のありますのを見てきましたけれども、やはりいろいろと整備、また、中身の充実とかいうのもしていけないけんのじゃないかなと思えますが、そこら辺を関連で、取り組みどんなふう考えてますでしょうか。これから新しくつくる部分ですから、考えていくってことでしょうかけれども、今現時点でどんなふう考えてますでしょうか、この近代化遺産等も含めて。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

お答えします。

今、ご質問の交流センターでございますが、うちのほうとしましては、資料館を交流センターの中に入れていただくと。そして、下には宿泊合宿施設といいますかね、通学合宿施設といいますか、そういったものをつくって自然体験とか子どもたちが交流できる場、それとか多目的広場とか、そういったものをつくっていければ、より一層この世界遺産と連結した施設になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ぜひ今の郷土資料館には、コピー機もないというような状況であるようですので、やはり中身の充実で、ぜひこうしたまちおこしの一環としての位置づけで郷土資料館も中身のある充実したものにしていただきたいというふうに考えております。

以上で質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。まず、宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下です。質問通告に基づきまして一般質問を行います。

まず、公契約問題についてお伺いをします。

公共工事の減少とともに、激しい受注競争が行われ、採算が合わないと思われる入札のもとで、中小零細下請け企業の経営の悪化、さらには現場で働く建設労働者の低賃金など、労働条件の悪化が指摘をされています。

こうした中で、透明性のある適正な価格に基づく公正な競争による公契約が、今全国で広がりつつあります。公共工事や公共サービスを発注する国や自治体など公的機関と、受注する事業者との間で結ばれる契約、いわゆる公契約に生活できる賃金など、人間らしく働くことのできることを確保することの法律、条例を求める世論と運動が大きく進んでいます。

このような公契約を求める意見書を採択した地方議会が、40都道府県、776議会に

も達しています。市長も市内業者の育成に強い思いのあることが伺えますが、この思いとこの公契約は合致しているものがあると感じられます。公契約についての市長の見解をお伺いします。

次に、水道事業における民間委託についてであります。

今年4月1日より、水道業務において夜間、休日、祭日の運転を民間委託するようになっていきます。水道事業は市民の安全と健康を守る上で、365日、毎日直接かかわっていることとで、自治体にとって何よりも第一に最優先しなければならない問題と考えます。民間委託する中で、市民の安全を市はどこでどのように補償するのか、市長にお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

公共事業における公契約についてお答えをいたします。

建設業界におきましては、数年来の大不況によって民間、公共を問わず建設工事の減少、また国や地方自治体による一般競争入札の導入により、低落札が多く発生し、業者の疲弊が進行して、倒産や廃業が増加の一途をたどっております。

本市におきましては、小規模零細業者が多く、ここ数年廃業や倒産が増加しており、これによる従業員の失業、あるいは待遇の悪化、下請けへのしわ寄せなどが懸念されております。建設業におきましては、本市の重要な産業の一つであることから、この状況が続けば、市全体の経済状況にも悪影響が出るものと思われまます。

本市では、過当競争を抑制する一環として、最低制限価格を国のモデルに合わせて底上げをし、また適正な価格による積算を促すべく、最低制限価格の公表を事前、事後とも昨年8月から未公表としております。

建設業に従事する労働者の多くが、市民でもあることから、特に公共事業において労働者の待遇悪化や失業による官製ワーキングプアを生むことは避けなければなりません。

全国市長会では、公共事業における労働者の適正な労働条件を確保するため、関係法令の整備を図るよう、公契約法の制定を求める要望書を、平成17年6月に政府に提出しております。

また、千葉県野田市では、国に法の制定を働きかけるため、全国に先駆け設計労務単価を基準に独自の最低賃金を設定し、受注者に履行を求めることを盛り込んだ公契約条例が制定され、平成22年度に施行されることとなっております。施行に当たっては、さまざまな課題や問題が出てくるといわれておりますが、本市といたしましては、野田市の実施状況の推移や、他の自治体の対応を見ながら考えてまいりたいと思っております。

次に、水道事業における民間委託についてお答えをいたします。

ご承知のとおり平成17年11月に中間市行政改革大綱が策定され、その実施計画といたしまして、平成17年度から平成21年度までの5年間で推進期間とする中間市行政財政集中改革プランを策定いたしました。このプランは106項目の事務事業について見直しを図ることといたしておりますが、その項目の一つに浄水場の夜間及び日祭日の運転業務について、民間委託を進める取り組みを掲げております。

このことに伴い、平成22年4月1日から浄水場施設の運転業務の一部を民間に委託するものでございます。これまで上下水道局は、水道水による事故は絶対に起こさない、また起こさせないとの信念と自覚を持って、市民の皆様へ安全・安心な水道水を配水してまいりました。この信念と自覚はこの先も変わるものではございません。今回の委託の内容につきましては、水道法に定めのある技術的管理を伴わない法定外の軽微な運転監視業務が主体であり、浄水場の関連施設における取水・導水・浄水・送水・配水施設に関する業務については、上下水道局職員で従来どおりに行います。そのことから、安全・安心は担保していると確信をいたしております。

また、委託業者につきましては、現在他の自治体の浄水場施設を包括的に運転管理をしている業者であり、水道局職員と同等の技能・経験・ノウハウを有しております。さらに、安全面の対策といたしまして、受託業者に対し、浄水場運転マニュアル及び仕様書等に基づき、唐戸・西部浄水場において本年1月から運転操作等の実務研修を実施いたしております。

いずれにいたしましても、受託業者の監督など十分果たしてまいりまして、水の安全・安心に万全を期してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今市長は、他市を見ながら考えていくと、こういう答弁をされたわけです。この公契約というものは、市長もいろいろ答弁の中に述べられていますけども、いわゆる住民の税金を使って行う事業にかかわる契約であるわけです、公共工事というのは、で、発注する公的機関というのは、この事業で、市長も言われてましたワーキングプアをつくっちゃいかんと。労働者と受注した雇用主の模範にならなきゃならないものなんです、公的機関というのは。こういう考え方に行政きちっと立たなきゃいけない。また、受注した民間企業も住民の税金を使った事業で、利益を上げるわけですから、労働者の賃金を買ったたいて、ワーキングプアをつくってはならないと、こういうことが要請されてるわけです。このことを業者に対してきちんと認識をさせる、このことも非常に行政としては責任ある大事な事業だと思うんです。こういうこともぜひ頭の中に入れておってほしいんです。

で、この他市を見ながら考えていくといった場合に、ちょっともう少し市長がどのよう

に考えているのかなど、この問題、公契約についてね。今一つ見えてこないんです。それで、これはどういうことをいっているのかなど、もう一度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど申しましたように、私どもは現在やれる部分はやっております。最低制限価格は、今まで公表しておりましたけれども、今回しなくしております。で、申しますのは、最低制限を公表すれば、そういうふうな最低当たりでいけばいいというようなことで、過剰な競争原理が働いてもいけない、そういうことで、先ほど申しましたように、ワーキングプア、賃金等にはね返ってくるようになってはいけないという、そういう思いも含めて、そういうことをやっております。

今現在、私どもが、これが1番ベストでいいなという思いでやってるところでございまして、それ以上、またいろいろと今ご意見ありましたけれども、そういうことをやるのにつきましても、少し慎重にやっていこうかなど、そういう思いの中で他市の状況をという言葉を使わせていただいております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

この公契約というのは、今市長が過当競争が起こらないようにいろんな手立てをとっておるよというふうに言われましたけども、この公契約というのはもう一步進んで、踏み込んだ内容になっておるんです。これはどういうことかといいますと、先ほど述べられたと思うんですが、そこで働く労働者の生活ができるような賃金体系にしていけないかということなんです。この公契約というのは、そういうところまで業者に出させて、見積もりなんかを出す場合に、労働者の賃金はこれだけあるぞと、材料にかかってはこれだけだというようなことで試算の中にそういうのが出される、そこを市がチェックをして、そしてこの契約を交わしていくという、まさに市が働く人たちの賃金を保障させていく上でも、また雇い主によって、そういう労働者に対する、何と申しますか、ワーキングプアをつくるような状況をなくしていく、そういうところまで踏み込んだ契約方法になってるわけです。そういうことまで考えて、やっぱり他市の状況を見る、これも大事だろうと思うんです。けども、中間市独自として、今進んだところを検証しながら、そこを検討していこうというふうな状況になるのかどうか、その辺もう一度公契約に対しての考え方を、市長の決意をちょっと伺いたいと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そうですね、私どもはそういう思いがあっても、また業者の方がそういうふうなところまで意識なり、制度なりというのが成熟すれば、私どもはやりやすい部分があるんでございますけれども、なかなかそこまでいってないんじゃないかという思いがございますので、そのあたり十分また指導、啓発等もしながらやっていきたいなと思っております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

ぜひそういう立場で、この公契約というものについて検討を深めていってほしいというふうに思います。

次に、水道事業の一部民営化、委託化についてであります。

自公政権が歴史的敗北を喫しました。それは国民の怒りがもたらしたものであるということは、だれもが否定しえないものです。怒りの第一は何かと、それは何よりも生活破壊への怒りだったということはいうまでもありません。突き詰めれば雇用の破壊です。労働者にとって雇用の破壊は生活の破壊に直結をしています。雇用の破壊とは、苦しいだけではありません。使い捨てにされる派遣労働者や請負、パートなど非正規労働者の激増が不安定雇用、低賃金をもたらして、長時間過密労働を強いること、こうしたことも指しているんです。

厚生労働省が発表した平成21年版労働経済白書に次のようなデータがあります。2004年非正規労働者数が1,564万人だったものが、2008年には1,760万人へ、正規労働者との比率も31.4%から34.1%へ、またワーキングプアといわれている年収200万円以下の給与所得者が963.7万人から1,067.5万人にへと激増しています。これは小泉政権時の2003年6月、製造業への派遣労働者の雇用の解禁を決めたことによつて一気に正規の社員を派遣労働者へ、契約労働者、いわゆる非正規労働者に置きかえることが進められたからであります。

こうしたことが日本経済に一体何をもたらししているか、もう皆さんもご存じのように深刻な不況をもたらししています。これはアメリカの金融破綻による世界不況の中だけじゃないんですね。この中で日本だけが飛び抜けて深く、いまだに深刻な落ち込み、不況を脱していない、これが現状ではないでしょうか。昨年の上半期の中小企業倒産は、前年度同期で約1.5倍の6,712件で、4年連続の増加を記録しています。雇用危機や年収減による消費の落ち込みが中小企業と地域経済にかつてない規模で押しつけられています。このことは先ほど市長も答弁の中で述べられたとおりです。正規労働者を低賃金の非正規労働者に置きかえていったことが、今日のこのような状況をつくり出してきたといっても過言ではないと思います。

そして、このことは中間市に税収の落ち込みをもたらししているのではないですか、すな

わち今回のこの水道事業による一部民間委託、このことが市の財政にとって当面はプラスになるでしょう。しかし、長い目で見たら市民にとっても、中小業者、地域経済にとっても大きなマイナスであるということは、今までの経験が示しているのではないのでしょうか。今、民間企業だけでなく、公務員なんかがどんどん削減をされている。そういう中で200万円以下の年収を持つ労働者が大幅に増加してきてる、このことが日本の経済を大きく落ち込ませている。同じようなことがこの中間市でやられようとしてるんです。このことについて市長はどのようにお考えですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今当面はいいだろうが、長い目で見ればマイナスというお話でございました。私自身は長い目で見た中での政策を今打っているわけでございます。現在少子高齢化というようなことで、高齢化部分が突出しておりまして、しかし私どももいっていますように、私も30年あと生きるかどうかわかりません。あと30年もすりゃ高齢化という部分がなくなるわけなんです、そうでしょう。団塊の世代の方も、これは言ったら悪いけど。そうすれば少子化時代、人口減の社会が当たり前の社会になってくるわけで、人口減の社会です、人口の少ない社会がですね。今私が行革を進めている方向性と申しますか、その部分は人口減社会に見合った低コストの行政組織をつくっていく、これが私今現在目指しておりまして、職員ばかり多くの、頭でっかちなそういうふうな行政組織、さあ、スリム化やれといっても、なかなかできるもんではございません。そういう意味で、今の間からスリム化した低コストな行政組織をつくっていこうという思いで改革をやっておりまして、その一環としましてこの民間委託できるところは民間委託をしながら、スリム化していきたいなど、そんなふうに思っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

これまでの日本の経済不況に陥ったものは何であるかという点での認識が、私は市長の中になんかじゃないのか、つまり（発言する声あり）笑ったりなんかしよるけども、あなたが水道事業で民間委託するということは、今は一部にとどまっています。しかし、例えば休日、祭日、夜間、これだれも職員いないんでしょう、いわゆる全部民間委託で任せていくわけですから、その中でどういう事故が起こるかわからないんです。そういうときに素早くそこで対処をしなきゃいけない。そういうときの事故に対してどういう責任を持つのか。市の職員であれば、職員というのは役所に入ってくる、入ってきて以降ずっと市民にサービスを尽くす、そういう使命にどんどん先輩たちから、また上司からも教えられて、そのような立場に立っていくんです。正規の職員であるからこそ、そういう立場に立てる

んです、市民の安全・安心は、自分たちが守るんだという、そういう誇りも持っていけるんです。ところが民間委託というのは何ですか、民間業者というのは、利潤追求ではないですか、市民に対してどういう責任を持つというんですか、もともとの成り立ちが違うんですよ。一つはそういう市民に対する安全、そういうものに対する行政の姿勢がここでは問われているんだというふうに思います。

それともう一つは、今当初述べたように、今正規の職員をどんどん減らして、そして民間委託することが、なんかあたかも後の世代にとってもプラスになるんだというふうな言い方をされてますけど、一つの安心をどんどん投げ出しておきながら、一方では将来にわたって正規の職員を減らしていくわけですから、ここでは、何と申しますか、労働者に対するとか、市民に対する安全を本当に担保するかという問題と、それから、ワーキングプアをつくらないということで、当初市長は言われたけど、結局それをつくっていったことになるわけなんです。

それともう一つは、こんなに経済不況に陥って、それで市の税収もどんどん減っていつている。これはどこから作り出されたのかというような、そういう傾向でしょう。国の全体、それから、地方自治体も含めてどんどん行革という形で、職員をどんどん減らしている。こういうものが今の状況をつくり出してきて、全部とはいいませんよ、その一環としてつくっていつているわけですよ。それに中間市として加担をしているわけです。だから、そういう点をやっぱりしっかり考えていく必要があるんじゃないかと、これが本当に将来にわたって市民のためによくなるのか、地域経済を疲弊をさせていく状況じゃないのかということをおっしゃっているわけです。

その辺で、いや、そうじゃないんだということがあればぜひ伺いたいなと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私どもも市の職員をどんどん雇っていいなら雇うわけですよ。私自身が4年前、5年前に市長になったときは、もう5年も6年もすれば夕張市みたいになるような、そういうふうな状況、毎年4億、5億、6億の基金を取り崩すような状況でございまして、あの当時夕張市がああいうふうな破綻になって、テレビのニュース等々で見たときには、何々部長という、部長職までああいう状況になって、まだ部長職までおりまして、市役所の内部の改革というのはどんなふうにおこなったのかなというようなことで、私自身もそのニュースを聞きながら腹立たしさを覚えたような状況でございまして、今の日本全体の景気対策等々につきましても、これは国に任したいと、そんなふうに思っておりますし、今度は政権変わりましたし、それなりの景気対策、子ども手当も含めてやっておられると思いますし、今回補正で使わせていただいておりますのは、前の麻生先生あたりが景気対策でやったやつを十分使わせて、私どもやっておりますわけでございます。だから、職員を雇う

雇わんが、まさに中間市の景気を左右するようなことじゃなくて、今ときどきの政府のやるいろんな施策等々を利用しながら、私ども本当に大きな、今回だって11億、13億の補正をやって、景気対策をやっておるわけでしょう。それは政府のいろんな施策を利用してやっておるわけで、単に職員を雇う雇わんがまさに市が疲弊してしまうようなことではなくて、さっき言いましたように私どもは夕張市にならないように、我慢できるところは我慢し、委託できるところは委託し、身軽にして職員一緒になって今頑張ってる最中でございまして、だからその中で、それなら市の職員がやらんと安全じゃないのか、これは全く今度仕事を受けられる方に対しての冒瀆でございまして、そういう方がされれば本当に安全確保できるのか、同じそういうふうな水道行政、市民としても安心・安全を確保するような、そんな重大な仕事につかれる方は、それなりの意識でもってやっていただいていると、そんなふうに思っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

問題をすり違えてるんです。行政として市民にどう安全を保障するかということが問われておるんです。それを民間に委託するということは、自分の責任を投げ出しておるわけです。つまり、そういうことでしょう、民間委託というのは。いわゆる利潤を追求する民間に委託するというのはそういうことなんです。それが今日の状況は、直接中間市に責任はないとしても、今日の経済状況をつくり出していってるわけです、ワーキングプアをつくっていったるんです。それに対する我々行政の側におけるものが、どういう姿勢を示すかというようなことが今からも問われていくわけです。

ただ行政改革といった場合に、ただ人を減らすということが目的じゃないでしょう。そこに今行政の中にあるいろんな無駄があるとすれば、それは今職員の中で一生懸命努力をされている。そこでいろんな計画を出されておると思うんですが、しかし見るところは、何かといたら結局人減らししかないんです。それでは本来の行政改革とはいえないんじゃないかと、またそういうものしか認めないような行政の機構であれば、それは直していかなくちゃいけないんじゃないかと、こういう気がするわけです。

だから、民間委託というのは、結局は我々行政にとって、本当に住民に対してどう責任をとっていくのかということが問われていると思うんです。大体地方公務員法でも、何を一番先にいわれてるかといったら、行政のためのサービスをいかにして最善を尽くしていくかということだろうと思うんです。これを民間に委託するわけですから、市民にサービスしようにもサービスしようがないんです、そこでは。それを民間に渡して、いやあ、この人たちは経験のある人ですから、それはそうでしょう、その働く人たちもそれなりに努力はするでしょう、だけど企業というものはそこでとどまらないんです。企業はもうからないといかんのでしょう、もうかるためにはどんなことでもするんですよ。これまで、全

国を騒がした食の問題でもそうでしょう、いろんな偽装を行ってきて、これはどこどこの産です、日本の国産のものです。平気でうそをついてもうけを上げよるんです。本当に国民の健康を考えるなら、そんなことはできないはずです。だから、行政としての責任をきちっと果たすということは、どういうものなのかというのは、我々本当に真剣に考えていけないけん問題じゃないかと思います。

だから、今度の行政改革にして、一つは、もう1点聞きたいのは、今市長が大した作業は行いませんよというふうな言い方でされておったけども、もう一つ聞きたいんですが、民間の方が作業をされます。その作業をされた後どんなふうにするのか、民間の方がされた作業を、どういうふうにチェックするのか、これをちょっと伺いたい。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

ちょうどたまたまこの当時、提案をした当時、私が水道局長をやったからちょっとお答えをいたします。

今回民間に委託する部分、これはよその水道事業体、浄水施設について、結構全部を委託している部分が多いわけです、よその事業体は。当中間市においては、今回提案を、議員ご質問の部分につきましては、要するに平日の普通の一般の私らの行政職員がする勤務時間、これについては市の職員でやるわけです。そういう中で浄水場の機械計器の点検、それから、いろんな物事の薬品の発注、そういう重要な仕事はすべて月曜日から金曜日まで、平日の段階で全部やるわけです。それで、あとの監視業務です。監視業務を引き続いて民間の方をお願いをする。そしてまた民間の業者の方についても、要するに水道の、今回受注をされた業者につきましては、水道の専門の業者ですね、業者の中のそういう部門に委託を受けるところの部門です、そこが受注をされております。知識的にも今の勤務をしているうちの職員と大差はないというふうに考えております。

それから、今報告ですね、それはどうかといわれましたけど、それは全部日報、それから、計器については全部自動的に継続しますので、そういうのがずっとデータとして残ります。そういうことで安全・安心ですね、そういう確保がそういうところで項目を市の職員がチェックしながら担保していきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

技術的には問題ないんだと、こういうことだろうと思うんです。先ほど、私も、ちらっと言ったのは、民間の方にとにかく24時間、休日、祭日が続けば、48時間、72時間、そういうものが全くの民間の従業員の方に任せられるわけです。その間に何かトラブルが

あたりということになると、これについてはやっぱりそこで業者の方たちが自分たちの今までの経験に基づいて、いろいろな作業というか、対策をとられていくわけですよね。それが全くないということはないわけです、事故は必ず起こり得るわけですから。だからそのときに対して、重要なこともやっぱり民間の業者の人たちはやっぱりするわけ、作業は、そうでしょう。だから、そういうときに、いや、これはもう市が責任を持って市民に対して安心ですよと、こういうふうに言い切れるのかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

ちょっとお答えします。今議員言われましたように連休、ゴールデンウィーク、それから、年末年始、31日が水が1番出ます。そういうときは今従来からも、逆に交代勤務の職員以外ですね、浄水場で常駐する責任者、係長なり、場長当たりが、各2カ所浄水場がありますが、おのおの張りついて、昼間、そういう処置はやっております。それも委託にしても、そういうことは一方では考えていかならんことと思います。全部を長時間、3日、4日連続した場合、そういう対応については、当然そういうような従来やり方を継承していく必要があると私は考えております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

民間委託したといっても、全面的にそれを信頼するということにやっぱりならないと思うんです。そこにはやっぱり市がきちっとチェックをするということあるだろうと思うんです。これは学校給食と全く同じような内容、共通するものなんですが、やっぱり民間に委託するという場合に、そこには必ず行政としての責任を果たさなきゃいけない、そういうものが生じますから、何らかのチェックはあるわけです。これは私何度も前のときも指摘をしていますが、これは、いわゆる何ですか、請負法の違反にもつながる内容でもあるわけです。だから、そういう点をよく勘案しながら、やっぱりしていく必要があるじゃないかと、やっぱり行政が法違反をしながら施政を行っていくことはあってはならないというふうに思いますから、その点は十分検討しながら、今後も進めていってほしいというふうに思います。

で、この問題については、今後も共産党はずっと見ながらいきたいというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、中家多恵子さん。

なお、中家議員の質問に際し、中家議員より資料を配付させていただきたいとの申し出があつております。これを許可し、事前に事務局に配付させておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ほほえみ会派の中家多恵子です。質問通告に基づいて、大きくは三つの問題について一般質問をいたします。

初めに市政への市民参加について、パブリックコメント制度の充実についてお伺いいたします。

ご承知のようにパブリックコメントは、市の重要な政策を決定する前にその案を公表し、寄せられた市民の意見を反映しながら、決定するまでの手続ですが、パブリックコメントが多くの自治体で活用され、中間市においても行われています。

そこで以下の点でお尋ねをいたします。パブリックコメント制度を知らない市民も多くおられます。徹底した周知方法、市民のだれもが参加できるよう職員の意識改革もあわせてどのように取り組むお考えかお伺いをいたします。

2点目については情報公開室などの充実についてです。

情報の公開や情報公開室の充実については、過去幾度も取り上げてはまいりましたが、市民に開かれた市政のためには、情報提供の充実の取り組みが急がれます。今後の取り組みをお尋ねいたします。

2番目の質問は、公金の支出のあり方についてです。

今議長からご紹介していただいたように、お手元に資料を配付させていただいておりますのでごらんいただければ。

まず、初めに職員互助会について、国は平成17年の3月、職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう点検、見直しを行い、適正に事業を実施すること。2点目には、さらに福利厚生事業の実施状況等を公表すること。3点目には互助会への補助金を削減すること、これは18年7月7日の閣議決定であります。4点目は、福利厚生事業については点検見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、事業の実施状況等を公表すること、これらの取り組みを通じ、住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助についても見直しを図られること、これは18年8月31日の総務次官通知になっております。総務省では、これらの指針を踏まえて調査、実施してきました。この調査結果について、内容や見直し状況の比較が全国自治体のことがわかるようになりました。

そこでお尋ねをいたします。市民の目線で見ると理屈に合わない全国に例を見られない退

職職員への福利医療援助に、公金と現役職員で負担をしております。また、職員の元気回復の理由で、結婚、再婚、銀婚、子どもの入学祝い金などの予算が計上されていますが、全国的には職員互助会への公金支出は全廃の自治体が増えています。

そこで福利厚生のある方を検討し、アンケート調査などを実施し、互助会の本来あるべき姿をゼロベースで検討し、前例踏襲型のあり方を見直すべきではありませんか、お伺いをいたします。

2点目では、持ち家の住居手当の廃止についてです。人事院は国家公務員の住居手当のうち、新築や、購入から5年以内の新築や、購入から5年以内の持ち家に住んでいる職員に、年間3万円を支給している手当を廃止いたしました。中間市においては5年間15万円ではなく、退職するまで住居手当が支給されておりますが、国に準ずれば年間幾らの削減になるのか、中間市の財政状況を考えれば、国に準じ廃止すべきと私は考えますが、市長の見解を伺います。

最後に、市役所庁内の禁煙についてです。去る2月19日、新聞各社が公共空間は全面禁煙をということで、厚労省通知へと報道されました。私は平成15年からたばこについて議会内外で質問、取り上げてまいりましたが、しかし残念ながら今日に至るまで目に見える変化はございません。中間市が庁舎内禁煙がいまだに実現できないのは、市長の姿勢に問題があるのではないかと考えますが、今この時代、私たち議員が毎年行政視察の機会をいただいておりますが、どこの自治体でも庁舎内は禁煙と表示しております。

公共空間は全面禁煙、直ちに実行に移さなければならないと思いますが、市長の見解を伺い、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

市政への市民参加についてお答えをいたします。

まず、パブリックコメント制度の充実についてでございますが、本市におきましては、市民の市政参加の機会の拡充及び行政運営の公正の確保と透明性の向上を目的に、平成18年9月からパブリックコメント制度の運用を行っております。

運用開始から、これまでに九つの計画や方針、一つの条例の合計10件のパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様から貴重なご意見を頂戴しているところでございます。

寄せられました貴重なご意見や要望につきましては、すべて私が目を通し、事業を所管する部署と協議・調整を行い、市の見解をまとめ、ホームページに公表をしているところでございます。寄せられた意見の中には、私を含め、行政の職員では考えつかなかったご意見や多彩で的確なご指摘なども多く、議員がご指摘されるように、もっと多くの市民へ周知が行き届き、1人でも多くの市民が市政に興味と関心を持っていただけたら、さらにより制度へと発展していくものと考えているところでございます。

現在のパブリックコメントの周知方法につきましては、広報なかまや本市のホームページへの掲載と出先機関への配布となっておりますが、今後は市民がより利用しやすい制度となりますよう、対象とする計画や基本方針、条例について、市民の関心をより促すような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

具体的には、専門的な問題については、よりわかりやすくかみ砕いて表現することや、専門用語についても可能な限りわかりやすく表現をし、参考となる資料等もできる限り提供していくなど、工夫や検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、情報公開室の充実についてお答えをいたします。

市民への開かれた市政を実現するためには、ご指摘のとおり市民への情報提供を充実させることが必要不可欠であると考えております。

本市の情報公開制度につきましては、平成11年に制定された行政機関の保有する情報の公開に関する法律を受け、平成12年に中間市情報公開条例を制定し、情報公開に努めているところでございます。

その後、10年が経過しようとしておりますが、その間、市民の行政に対するニーズの多様化や行政の説明責任など、情報公開を取り巻く社会情勢は大きく変化をしており、これらに的確に対応した情報公開に努めなければならないと常に考えております。

これまでにおきましても、閲覧手数料の無料化を初め、写しの交付についても1枚当たり20円から10円とし、情報公開の対象も条例制定時以前のものにまで拡大するなど、さまざまな改善を行ってきたところでございます。

さて、情報公開にかかる今後の取り組みといたしましては、積極的な情報を提供するためには、まず職員の情報公開に対する知識や意識の向上を図る必要があるため、来年度において情報公開に関する職員研修を実施したいと考えております。

また、情報公開室におきましては、市民の利用状況が依然として少ないことから、中間市情報公開条例第19条に規定する情報公開の総合的推進の一環として、ハード面、ソフト面の両方から整備することを検討いたしております。

具体的に申し上げますと、ハード面としては、現在本館の2階に設置しております情報公開室を、市民の多く集う本館1階の市民ホールに移設をし、市民の利便性の向上を図るものでございます。

また、ソフト面として、同コーナーにおいて本市が作成した議案や各種計画だけではなく、他の団体から送付されておりますパンフレット等も閲覧できるようにするなど、情報の充実化を図るものでございます。

なお、移設の時期につきましては、来年度、これは22年度になりますが、そうそうにでも移設できるよう関係部署と協議を現在進めているところでございます。

次に、職員厚生会についてお答えいたします。

職員互助会への公金支出を全廃する自治体があるとの議員のご指摘は、私も認識をいた

しているところでございます。

本県におきましては、昨年3月に市町村支援課がまとめました資料によりますと、平成17年度以降に互助会等への公費の支出を廃止している団体は、小竹町及びみやこ町の2町、そして平成20年度中に廃止を実施した団体といたしましては、宇美町及び上毛町の2町で、県下では60の市町村中四つの町が公金の支出を全廃いたしております。また、全廃ではありませんが、公費支出の削減や、事業内容の見直しなど、平成20年度中に何らかの福利厚生事業の見直しを行った自治体は12市17町となっております。

本市における取り組みといたしましては、平成15年度に負担金率を1000分の7から1000分の5に削減をし、今日まで継続して実施しているほか、個別の事業内容を精査をし、一部廃止や縮減を実施することで、平成15年度には約3,137万円ございました歳出総額を、平成20年度には2,624万円まで削減し、513万円、率にして16%抑制しております。

一方、県下各団体の互助会に対する公費率、すなわち負担金と掛金の合計額に占める負担金の比率を見ますと、全市町の平均値が51.0%で、負担金と掛金がほぼ1対1となっており、本市が負担金、掛金ともに1000分の5で公費率が50%であることを考察いたしますと、本市の公費の支出状況は極めて平均的な数値となっていると判断されます。

しかしながら、議員ご指摘のこの厚生会事業は、市民の目線に立って一定の理解が得られる事業でなければならないというのはいうまでもございません。今後とも、近隣自治体の改正状況等を参考にしながら、適正な厚生会事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

また、ご質問にございます退職者への医療費援助や給付事業に関しましては、本市厚生会が加入しております福岡県市町村福祉協会の事業でありますので、機会あるごとに適正な事業運営を求めてまいりたいと考えております。

次に、住居手当についてお答えをいたします。

議員ご指摘のように自宅にかかる住居手当につきましては、主に自宅の維持管理の費用を補てんする趣旨の手当として昭和49年に設けられましたが、創設以来手当額の改定が行われず、公務部内で定着しなかった等の理由により、平成21年度の人事院勧告で廃止の勧告がなされ、昨年12月1日をもって同手当は廃止されております。

本市のように人事委員会を設置していない自治体では、人事院勧告を尊重し、例年ほぼ勧告どおりの給与改定を行っているのが実情でございます。ただ、住居手当につきましては、職員用の官舎が整備されている国家公務員と官舎がほとんど整備されていない地方公務員とを単純に比較することはできないこと。また県内民間事業所において住宅手当を支給する事業所のうち、約77%の事業所が自宅居住者に対しまして住居手当を支給していること。さらに、県、北九州市、筑豊8市等の近隣自治体も住居手当の支給を継続する状況にあること。

以上のような情勢を総合的に勘案しまして、本市においても平成22年度は住居手当を継続して支給することといたしております。

なお、職員の住居手当の支給状況についてでございますが、平成21年度の決算ベースで、持ち家の職員205名に対しまして年額で約600万円を支出する見込みでございます。借家にかかる住居手当を含め、住居手当のあり方につきましては、今後も民間の状況、国や他の地方公共団体の状況等に留意し、引き続き調査検討を行ってまいり所存でございます。

次に、庁舎内の禁煙についてお答えをいたします。

喫煙による健康への影響に関する社会的な関心が高まる中で、自らの意思とは関係なく、環境中のたばこの煙を吸入する、いわゆる受動喫煙を防止するための法律、健康増進法が平成15年5月から施行されていることはご承知のとおりでございます。この法律は、多数の人が集まるところ、学校、体育館、病院、遊技場、官公庁施設や飲食店などで、他のお客様や従業員に受動喫煙をさせないように勧告をしております。この法律により、今まであいまいだった受動喫煙の被害の責任を、たばこを吸う人ではなく、その場所を管理する事業主としたことによるものでございます。例えば妊婦の方が禁煙になっていない百貨店や役所等を訪れた後、体調を崩した場合で、たばこの煙に含まれるニコチンをとりすぎて体内で代謝されたときできていたニコチンが検出されたときは、健康増進法第25条の規定を遵守していなかった事業所は、責任を問われる可能性が生じることとなります。このように法律に基づきまして、たばこを吸わない人の受動喫煙は守られておりますが、法律の定めがなくともたばこを吸わない人への十分な配慮や環境整備は当然のことだと考えております。

しかしながら、健康増進法の施行以降、公共施設や乗り物などでの禁煙や分煙が進んだにもかかわらず、いまだ男性の喫煙率が36.8%と依然として高い水準であることから、庁舎内の喫煙を一律に禁止することは、来庁者の待ち時間の問題や職員の事務の効率化などを考えた場合、大変難しい問題だと思っておりますし、現在実施しております喫煙室を設置することでの分煙化が適しているのではないかと考えております。

庁舎内におきまして、庁舎管理としまして、管理している喫煙室は、本館におきましては、市民専用としております1階正面出入口のほかに、介護保険課裏、本館2階、3階にそれぞれ1カ所、別館については1階出入口横、3階特別会議室前にそれぞれ1カ所を設置し、分煙化での対応をいたしております。この喫煙室の環境につきましては、設置当初からさまざまなご意見を受け、なるべく煙が漏れないよう改善をいたしておりますし、また事務所の衛生基準規則に準じました職場の空気環境の測定を行う庁舎環境測定を2カ月に1回実施しており、現在のところ一酸化炭素や浮遊粉じんの濃度は基準値以下を測定しております。

いずれにいたしましても、厚生労働省も新たに受動喫煙の防止に対するさらなる法制化

に向けた検討を始めていることから、その結果を見きわめまして、最善の対応を図りたいと思っております。また、中間市衛生委員会におきましても、快適な職場づくりの観点から受動喫煙についても議論を進めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

まず、パブリックコメントについては、さきずっと実施している中で、意見を出したいということで……

○議長（井上 太一君）

マイクをちょっと、中家議員、マイクを。

○議員（1番 中家多恵子君）

失礼しました。パブリックコメントについては、意見を出したいという方が、資料提供の場に伺いましたけれども、その資料はその場でしか見られないと、そういうことがあっていろいろ交渉した結果、あなただけには特別に貸し出しましょうというような結果があったということを間接的に聞きましたけれども、パブリックコメントについて市役所が用意している場所で、こういう分厚いものを、そこで意見をまとめるということは大変なわけなんです。そういう点で資料の持ち出しのできるように部数を用意するとか、そういうことをやっていただきたいと思いますが、していただけるかどうか、その点簡単にご答弁していただけたらと思います。

○議長（井上 太一君）

中野総務部長。

○総務部長（中野 諭君）

基本計画、あるいはプラン等につきましては、かなりページ数も多うございますので、今後は各出先等に配付いたしますけれども、必要部数とまではいかないかも知れませんが、ある程度の一定の部数は用意したいというふうに考えております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ありがとうございました。

情報公開、そして情報公開に関する環境整備については積極的なご答弁をいただきましたので、その点については嬉しく思っております。

そこで最後のほうからの再質問として、来庁者待ち時間の関係等があるというふうなことでの、たばこについて市長が答弁されましたけれども、私は来庁者を理由にそういう答弁を言われるのは来庁者のほうがお怒りになるんじゃないかと思っております。これだけ、たば

この喫煙の大変なことについては、各紙がこれだけ報道も最近でもされてきているわけです。ですから、健康増進法ができて、もう7年も8年もなっているのに、なぜ役所の中から禁煙ができないのか、遠賀町では町長初め、議会も庁舎外で喫煙者は喫煙しているということなんです。私は喫煙者をいじめているわけではないわけです。喫煙者自身も喫煙する回数を減らすことによって、健康になりますし、そういうことも考えたときに、直ちに、あしたからもできることではないでしょうか。市長いかがですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

大変耳の痛いご指摘でございまして、これもいきなりあしたからということであれば、私も含めまして、大変混乱するというような思いがございまして。私、現在、市長室に私のいすの横に灰皿を置いていたんですが、これも二、三日前から外しております。あればつい吸ってしまいますんで、そういうことも含めまして、少したばこを吸わなくてもいいような体質にちょっと持っていきたいなど、そんなふうに思っております。職員の皆さんにも、またこれは議員さんからまたにらまれるかも知れませんが、そういうことも含めまして、これは本当にお互いの健康のこととございまして、そういうふうな方向には持っていきたいなど、現在私自身が体質も含めてちょっと今努力しているところでございまして。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

市長はそういうことをやられてるんだったら、直ちにやられることによって、庁舎外で職員の方と喫煙しながらお話もできる機会もあろうかと思っておりますし、いろいろ頭を抱える問題ではないと思っております。こういうことに頭抱えて、禁煙が実施できないということは、ほかの施策についても伺えるようなことになるんじゃないかと思っております。

私は名前は伏せますが、今回ある課長さんに健康増進、たばこ喫煙してますかといったら、健康増進法ができて、僕はやめましたと、そういう課長がいらっしゃるわけです。お名前が必要ならば、私は後ほど市長にちゃんとお話しますが、その課長さんだけでなく、一般職員の方もそうだと思いますし、家庭に帰れば皆さん、お家の中では吸ってないと思うんです。ですから、ましてや公共の施設ですから、それをされるのが公務員さんであり、市長ではないでしょうか。

今までの答弁の中で、私読み返してましたら、実に役所はたばこのリスクですね、吸うことの。私の知らないことを随分答弁していただいているわけです。そして15年に取り上げましたときには、15年は大島市長、松下市長も同じような趣旨で、例えば松下市長は、本市におきましても法が制定される以前の平成5年以降、庁舎の禁煙対策に取り組んでま

いりましたと、平成5年からですよ、いかがですか。

そこでお尋ねしますけれども、よく分煙室を設けているとおっしゃいますけれども、建物内に喫煙所を設置する場合には、厚労省の基準をクリアしなければなりません。しかし、先ほど2カ月に1回云々とおっしゃってましたけれども、厚労省の基準をクリアしようとすると、維持費が10万円以上かかるということなんです。3階の保護課のところを通りましても、そして今確定申告の時期ですが、あそこを通られた方、あそこでお待ちの方は皆さん喫煙のにおいがするというわけです。ですから、厚労省のクリアもしないで、喫煙箇所だけはつくっている。

私はそこで、喫煙する方同士にとってもよくないことですし、それから、喫煙をなされない方、とりわけ女性の職員の方、昨日もお尋ねした女性の職員、臨時の方、嘱託含めて随分多くなっております。ここ中間市には、男性の休憩室、女性の休憩室というものが独立してないわけです。水巻、岡垣、遠賀、芦屋、直方、昨日ちょっとそこまで聞いただけでも、皆さん設置しております。そしてとりわけ、例えば中間の市民課の、そして介護保険課等々で働く女性の方たくさんいらっしゃいます。食後に歯磨きしようとしても、おトイレは一緒ですし、洗面所が女性皆さん一緒ですから、市民も。躊躇しなければならないところがあるわけです。そうしたところに、市は配慮してあげる。そういうことをやっていただきたい。

喫煙箇所をなくして、そして休憩室にかえていくという、そういうことが職員の健康管理、そういうことがなぜできないのか、そういうことができなくて、市民の健康を守るとか、元気な風が吹くとか、そういうことはできないわけです。本当真剣に考えていただきたいと思います。本当に真剣に考えます、女性職員の方が体調を崩した、男性と違う微妙なところがある、出産をしなければならない、しかし一日中いすに座っていて、休憩室もないようなところで、更衣室のロッカーはぎゅう詰めのような状態、こうしたところに心を配る、気を配る、それが行政、そしてまた幹部職員の方のお仕事じゃないですか。そういうことができなくて4万市民の皆さんに、4万6,000人の市民の命や財産、健康を守ることはできないと思います。

健康日本21というのもできましたけれども、中間はその取り組みもしておりません。それはどこに問題があるのか、その中には喫煙の問題があります。健康増進課がどういう形で喫煙問題に取り組んでおられるのか、健康増進課長お尋ねします。

○議長（井上 太一君）

中家議員、自分の言葉で笑わないように。それがおかしい。どなた。

○議員（1番 中家多恵子君）

健康増進課の課長。

○議長（井上 太一君）

中尾健康増進課長。

○健康増進課長（中尾三千雄君）

健康増進法ですけれども、そういった公共施設等の事業開設者が、積極的にそういったことでやっていくということで、当然私のほうとしても、そういったがん関係等に発展していきますんで、そういうことになれば当然医療費等がかさんで、国保会計が圧迫するという、一つの流れの中で、ぜひともたばこはやめていただきたい。でも、私は吸ってますけれども、そういうことで。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

済みません、質問中に笑ったりして、申しわけありません。

市長、この庁舎内全面喫煙はお約束していただきたいと思います。そうしないと子どもたちの喫煙問題の取り締まり、教育ができないわけです。禁煙の意味というのを私は今さらここで取り上げることもありませんので、直ちに解決していただきたいと思います。

そして、男性とか、女性の休憩室の整備、そして女性の方の職員に対する環境整備もあわせてお願いしておきます。

それから、先ほど資料をお配りさせていただきましたけれども、市長は福利厚生に関しては、近隣の市町村のことをご比較になられますけれども、全国的なものを見ましたときに、例えば宮城県を、私の手元には佐賀県とか、鹿児島県もとっておりますが、宮城県を挟んでおりますが、宮城県では昨日もお問い合わせさせていただいてところがありますが、女川町の新年度予算3,000円以外は、どこも廃止してるわけです。そういう実態になっております。例えば入学祝い金にしても、それはご自分たちの会員の会費でもってなさってるという状況になってるわけです。今こうして厳しい状況であることは、ほかの議員さんの質問にもありますように、大変なわけなんです。そうした中で入学祝い金が、職員の方には大学にいてもお子さんにいただける。

それは税金と負担金、自分たちが1払ってる、だから税金も1払いなさい、しかし市民にとってはそのお祝いすらいただけない、お祝いいただけないどころか、先日私のところに相談に来られた方もリストラで、お子さんを高校中退させなければならぬと、そういうお話をされていたときに、こうしたものに対して何がネックになってるかといえば、市町村福祉協会なんです。市町村福祉協会に委託して福利厚生をするためにできない状態になっている。市役所の職員の方にももうこういうものは要らないよ、そういう方いるわけなんです。だから市町村福祉協会にメスを入れなければならない。

市長は事あるごとにお話をしますと聞いてますが、これまでどれくらい福祉協会とお話したでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

飯塚の市長が会長をしております、私どもたびたび会う機会等々ございますので、当然中家議員がお見えになったというお話も私聞いておりますし、そういう場面では、そういう話はさせていただいているところでございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

やはり今申しましたように、国中が未曾有の不況に苦しんでいますし、こんなとき市民にとっては自分たちを守ってほしい、例え一筋の光であっても暮らしに希望が持てる中間市政になってほしいというふうに切望しているわけです。その声は市長のお耳にも出前講座の中で日々達していると思います。私たち議員もそれぞれ市民と接する中で、こうした声は聞いているところであります。ですから、こういう資料を添付させていただきましたのは、入学祝い金が1,780自治体の中で、どれだけになっているのか、とりわけ福岡県が多い、これは市町村福祉協会に加入しているからですよね。そして医療費の援助でも、現役の職員の方には全国で104自治体しかしてませんけれども、それがここでは退職者にしていると、これは42条では何も関係ないことなんです。現役の職員ならわかります。それでも問題だということで廃止になっている中で、退職者の医療費を補助を続けるなんていうことは、直ちにやめてほしい。改めて会長であります飯塚の市長に申し入れして、理事会を開いて検討をしていただきたい。そしてすべての福利厚生の内容、福利厚生といわれる内容です。そういうものを検討していただきたいと思います。お願いいたします。

そしてまた、ここに添付してます八戸市が全廃した、どこが全廃した、減額した、そういうのが全国至るところにあるんです。そういうことは、結婚祝い金とか、入学祝い金、それから、銀婚のお祝いとか、そういうものは公費で支給するべきではないというふうに考える問題ですし、職員の方には共済ということで守られてるではありませんか。ですから、1000分の5、1000分の5の負担で、そういう考えていうのは改めていただきたい。

そして近隣とあわせるということではなくて、全国を見てほしい、例えば私が昨日お尋ねしました宮城県の女川というところは、来年度予算が3,000円ですと、それはスポーツをするためにいただいたお金ですと、予算として組まれているんですがということで、そこは財政規模は宮城県の中で地方交付税不交付団体なんです。しかしラスパイレスは90%、住宅手当も国に準じて廃止しました。そういうふうに担当課の方はおっしゃっております。

そこで最後になりますが、市長や、そして互助会の会長であります副市長にお尋ねしますが、一方では学校に行かれなくて退学しなければならない、進学が絶たれている子どもさん、そうした中で職員の皆さんが気持ちよく子どもさんに入学祝い金とか、そして皆さ

んが銀婚のお祝いとかいただくことが気持ちよく受け取られますか、どうですか、一言ずつお答えしていただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

最後の答弁でいいですか。

○議員（1番 中家多恵子君）

はい。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

今そういう厚生事業ですね、これについては、私は一定の民間企業でも当然やってあることですので、一定のご理解は賜ると思っております。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

このようなご時世でございます。当然住民の皆さんのご理解をいただけるような施策はやっていかないかなとは思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

互助会の会員同士でそういうことはやっていただきたいと、最後の質問として終わらせていただきます。

○議長（井上 太一君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、5分間休憩いたします。

午後2時14分休憩

.....
午後2時19分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

.....
日程第2. 第1号議案

日程第3. 第2号議案

日程第4. 第3号議案

日程第5. 第4号議案

日程第6. 第5号議案

日程第 7. 第 6 号議案

日程第 8. 第 7 号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第 2、第 1 号議案から日程第 8、第 7 号議案までの平成 21 年度各会計補正予算 7 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なし認めます。

ただいま議題となっております補正予算 7 件は、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、それぞれの所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 9. 第 8 号議案

日程第 10. 第 9 号議案

日程第 11. 第 10 号議案

日程第 12. 第 12 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 9、第 8 号議案から日程第 11、第 10 号議案までと、日程第 12、第 12 号議案の条例改正 4 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なし認めます。

ただいま議題となっております条例改正 4 件は、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 13. 第 13 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 13、第 13 号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なし認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第 13 号議案は、委員会の付託を省

略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なし認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより第13号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第11号議案

日程第15. 第14号議案

日程第16. 第15号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第14、第11号議案、日程第15、第14号議案及び日程第16、第15号議案の条例3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なし認めます。

ただいま議題となっております条例3件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第17. 第16号議案

日程第18. 第17号議案

日程第19. 第18号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第17、第16号議案から日程第19、第18号議案までの組合規約変更等3件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なし認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております組合規約変更等3件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なし認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより組合規約変更等3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第16号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第20、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において青木孝子さん及び井上久雄君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 23 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 青 木 孝 子

議 員 井 上 久 雄